市第 162 号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例等の一部改正

1 提案理由

令和3年1月25日に介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(以下「基準省令」という。)」が公布されました。

これに伴い、関連する本市の条例の一部を改正します。

2 改正が必要な条例

- (1) 横浜市指定 <u>介護老人福祉施設</u> の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 70 号)(以下①とする。)
- (2) 横浜市 <u>介護老人保健施設</u> の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 71 号)(以下②とする。)
- (3) 横浜市指定 介護療養型医療施設 の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第72 号)(以下③とする。)
- (4) 横浜市 <u>介護医療院</u>の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年3月横浜市条例第23号)(以下④とする。)
- (5) 横浜市 <u>養護老人ホーム</u>の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条 例第 73 号)(以下⑤とする。)
- (6) 横浜市 特別養護老人ホーム の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 74 号)(以下⑥とする。)
- (7) 横浜市 <u>軽費老人ホーム</u>の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条 例第 75 号)(以下⑦とする。)
- (8) 横浜市指定 <u>居宅サービス</u>の事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号)(以下⑧とする。)
- (9) 横浜市指定 <u>地域密着型サービス</u>の事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号)(以下⑨とする。)
- (10) 横浜市指定 <u>居宅介護支援</u>の事業の人員、運営等の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横 浜市条例第 51 号)(以下⑩とする。)
- (11) 横浜市指定 <u>介護予防サービス</u>の事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号)(以下⑪とする。)
- (12) 横浜市指定 <u>地域密着型介護予防サービス</u>の事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号)(以下⑫とする。)
- (13) 横浜市指定 <u>介護予防支援</u>等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 52 号)(以下⑬とする。)

(14) 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年3月横浜市条例第37号)(以下⑭とする。)

3 改正の概要

国の基準省令で示された次の内容を改正します。なお、改正内容がいずれの条例に含まれるものかは、以下の各項目末尾に記載した①~⑭で示しています。

(1) 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に 提供される体制を構築します。

ア 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組として委員会の設置、 指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務付けます。<3年の経過措置あり> 【①~①3】

イ 業務継続に向けた取組の強化

<u>感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付けます。<3年の経</u>過措置あり>【①~③】

ウ 災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策 (計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められている介 護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連 携に努めることを義務付けます。【①~⑨、⑪、⑫】

(2) 住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進します。

- ア 介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けます。 < 3 年の経過措置あり > 【①~⑨、⑪、⑫】
- イ 居宅療養管理指導について、多職種間での情報共有の観点から、介護支援事業者等へ の情報提供の方法、内容等を職種毎に明確化します。【⑧、⑪】
- ウ 有床診療所が、令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合、浴室については、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることで、一般浴槽以外の浴槽の設置を求める基準を緩和します。【④】
- 工 施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材 確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、現行の「おおむね 10 人以 下」から「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」とします。【①、 ⑥、⑧、⑨、⑪】
- <u>オ</u> 認知症高齢者グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を 促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設 します。【⑨、⑫】
- カ 通所介護事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならないこととします。【⑧、⑪】

- キ 短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保することを求めることとします。【⑧、⑪】
- (3) 制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられ た質の高いサービスの提供を推進します。
 - ア 施設系サービスについて、口腔衛生管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛 生管理の実施を求めます。<3年の経過措置あり>【①~④、⑨】
 - イ 施設系サービスについて、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付け、入 所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めます。【①~④、⑨】 <3年の経過措置あり>
 - <u>ウ</u>全ての事業者に、CHASE(チェイス)・VISIT(ビジット)へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨します。 【①~④、⑧~③】
- (4) 喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応します。
 - <u>ア ハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、適切なハラス</u>メント対策を求めます。【①~③】
 - イ 運営基準において実施が求められる各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等のICTを活用した実施を認めます。【①~⑬】
 - ウ 夜間対応型訪問介護のオペレーターについて、併設施設等の職員や、随時訪問サービ スを行う訪問介護員等との兼務を可能とします。また、複数の事業所間での通報の受付の 集約化、他の訪問介護事業所等への事業の一部委託を可能とします。【⑨】
 - エ 共用型認知症対応型通所事業所の管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所の職務とあわせて、共用型認知症対応型通所介護の他の職務に従事することを可能とします。【⑨、⑫】
 - オ 認知症高齢者グループホームの夜勤職員体制について、現行の1ユニットごとに夜勤 1人以上の配置から、3ユニットの場合に一定の要件の下、例外的に夜勤2人以上の配置 に緩和できることとします。【⑨、⑫】
 - カ 特別養護老人ホーム等の人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、従来型とユニット型併設の場合の介護・看護職員の兼務を可能とします。また、小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合においても、管理者・介護職員の兼務を可能とします。【①~④、⑥、⑨、⑫】
 - キ 認知症高齢者グループホームの「第三者による外部評価」について、自己評価を運営 推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該仕組みと 既存の外部評価によるいずれかの評価を受けることとします。【⑨、⑫】
 - ク 認知症高齢者グループホームにおいて、人材の有効活用を図るため、介護支援専門員 である計画作成担当者の配置基準を緩和します。【⑨、⑫】

- コ 地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とします。また、サテライト型を除き、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とします。【⑥】
- サ 諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認めることとします。【①~⑬】 シ 運営規程等の重要事項の掲示について、事業所への掲示だけでなく、閲覧可能な形の ファイル等で備え置くこと等を可能とします。【①~④、⑦~⒀】

(5) 必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図ります。

- ア 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとします。【8、9、①】
- イ 区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業者に対して、ケアプランの届出を求めることとします。<令和3年10月1日施行>【⑩】
- ウ 居宅介護支援について、事業者が作成した計画に占める訪問介護等の各サービスの割合、及び同一サービス事業者が提供するものの割合について、利用者へ説明することを求めます。【⑩】

(6) その他の事項

- ア 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、施 設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めること を義務付けます。 < 6 か月の経過措置あり > 【①~⑦、⑨】
- イ 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付けます。<3年の経過措置あり>【①~③】
- ウ 居宅介護支援について、管理者要件の経過措置期間を令和9年3月31日まで延長する とともに、やむを得ない理由がある場合は、管理者が主任介護支援専門員でない取扱いを 可能とします。【④】

4 施行予定日

令和3年4月1日

なお、基準省令の施行日に合わせて、令和3年10月1日施行部分が一部あります。

新旧対照表(横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関 する条例)

現 行

改正案

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 70 号

(目次第6章まで省略)

第7章 雑則 (第56条) 附則

(第1条及び第2条省略)

(基本方針等)

第3条 (第1項から第3項まで省略)

【新設】

【新設】

4 (本文省略)

(従業者の員数)

第4条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 栄養士 1以上

(第5号及び第6号省略)

(第2項及び第3項省略)

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護 老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。 ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老 人福祉施設(第43条に規定するユニット型指定介護老人 福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 70 号

(目次第6章まで省略)

第7章 雑則 (第56条<u>•第57条</u>) 附則

(第1条及び第2条省略)

(基本方針等)

第3条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待 の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、そ の従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなけれ ばならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービス を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定 する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適 切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 6 (本文省略)

(従業者の員数)

第4条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士 又は管理栄養士 との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士 又は管理栄養士 を置かないことができる。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 栄養士 又は管理栄養士 1以上

(第5号及び第6号省略)

(第2項及び第3項省略)

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護 老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>た</u> だし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

下この項において同じ。) にユニット型指定介護老人福 祉施設を併設する場合の当該指定介護老人福祉施設及び ユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職 員(第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に 限る。) 又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地 域密着型介護老人福祉施設(横浜市指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例 (平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密 着型サービス基準等条例」という。) 第 152 条第1項に 規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を いう。以下同じ。)を併設する場合の当該指定介護老人福 祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準 等条例第 171 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職 員に限る。) を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、 この限りでない。

(第5項から第9項まで省略)

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準等条例)第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(第5条から第14条まで省略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第15条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第9項省略)

(第5項から第9項まで省略)

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第77号)第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(第5条から第14条まで省略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第15条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第9項省略)

(施設サービス計画の作成)

第16条 (第1項から第5項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(第7項から第12項まで省略)

(第17条から第21条まで省略)

【新設】

【新設】

(第22条から第27条まで省略)

(運営規程)

第28条 (本文及び第1号から第7号まで省略)

【新設】

(8) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (第1項及び第2項省略)

3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設 の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を 確保しなければならない。 改正案

(施設サービス計画の作成)

第16条 (第1項から第5項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(第7項から第12項まで省略)

(第17条から第21条まで省略)

(栄養管理)

第21条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態 の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことがで きるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行 わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第21条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(第22条から第27条まで省略)

(運営規程)

第28条 (本文及び第1号から第7号まで省略)

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (第1項及び第2項省略)

3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設 の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を 確保しなければならない。この場合において、当該指定 介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介 護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める

現 行	改 正 案
【新設】	者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
【新設】	(業務継続計画の策定等) 第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要ないとは、当該業務継続計画に従い必要ない。
【新設】	な措置を講じなければならない。 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見
(第 30 条省略)	直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。 (第30条省略)
(非常災害対策) 第 31 条 (第 1 項省略)	(非常災害対策) 第 31 条 (第 1 項省略)
【新設】	2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施 に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努め なければならない。
(衛生管理等) 第 32 条 (第 1 項省略)	(衛生管理等) 第 32 条 (第 1 項省略)
2 (本文省略) (1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中 毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員 会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結 果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る	2 (本文省略) (1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知衛に

(第2号省略)

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その 他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための研修を定期的に実施すること。

その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底 を図ること。

(第2号省略)

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その 他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防 <u>止のための訓練</u>を定期的に実施すること。

現 行	改 正 案
(第4号省略)	(第4号省略)
(第 33 条省略)	(第 33 条省略)
(掲示) 第 34 条 (第 1 項省略)	(掲示) 第 34 条 (第 1 項省略)
【新設】	2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項 を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
(第35条から第39条まで省略)	(第35条から第39条まで省略)
(事故発生の防止及び発生時の対応) 第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその 再発を防止するため、次に <u>定める</u> 措置を講じなければ ならない。	(事故発生の防止及び発生時の対応) 第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその 再発を防止するため、次に <u>掲げる</u> 措置を講じなければな らない。
(第1号及び第2号省略)	(第1号及び第2号省略)
(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する 研修を定期的に行うこと。	(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。) 及び従業者に対 する研修を定期的に行うこと。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者
(第2項から第4項まで省略)	(第2項から第4項まで省略)
【新設】	(<u>虐待の防止)</u> 第40条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はそ の再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
【新設】	(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
【新設】	(2) <u>当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のた</u> めの指針を整備すること。
【新設】	(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他 の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実
【新設】	施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。
(第 41 条及び第 42 条省略)	(第 41 条及び第 42 条省略)

(この章の趣旨)

第43条 第3条 (第4項を除く。)、第3章及び前章の 規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設 (施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接し て設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、 共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。) により一体的に構成される場所(以下「ユニット」とい う。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する 支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同 じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準につ いては、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 (第1項及び第2項省略)

【新設】

【新設】

(設備)

第45条 (本文省略)

(1) ユニット

ア居室

((ア)省略)

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 一の居室の<u>床面積等</u>は、<u>次のいずれかを満たすこ</u> と。_
- a 10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただ し書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とする こと。
- b ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修 したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一 定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を 確保すること。

((江)省略)

(イからエまで省略)

改正案

(この章の趣旨)

第43条 第3条 (第6項を除く。)、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 (第1項及び第2項省略)

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の 擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと ともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を 講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(設備)

第 45 条 (本文省略)

(1) ユニット

ア居室

((ア)省略)

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむ ね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) 一の居室の<u>床面積</u>は、<u>10.65 平方メートル以上とする</u> こと。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方 メートル以上とすること。

【削除】

【削除】

((江)省略)

(イからエまで省略)

現 行 改正案 (第2号から第5号まで省略) (第2号から第5号まで省略) (第2項省略) (第2項省略) (第46条省略) (第 46 条省略) (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第47条 (第1項から第9項まで省略) 第47条 (第1項から第9項まで省略) (本文省略) (本文省略) 10 10 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につい 会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの とする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果 て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ と。 (第2号及び第3号省略) (第2号及び第3号省略) (第11項省略) (第11項省略) (第48条から第50条まで省略) (第48条から第50条まで省略) (運営規程) (運営規程) 第51条 (本文及び第1号から第8号まで省略) 第51条 (本文及び第1号から第8号まで省略) (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 【新設】 (9) (本文省略) (10) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (第1項から第3項まで省略)

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型 指定介護老人福祉施設の従業者に対し、その資質の向上 のための研修の機会を確保しなければならない。

【新設】

(勤務体制の確保等)

第52条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型 指定介護老人福祉施設の従業者に対し、その資質の向上 のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場</u> 合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8 条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者 その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知 症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措 置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

改正案

(第53条省略)

(準用)

第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第 19条、第21条から第27条まで及び第31条から第42 条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設につ いて準用する。この場合において、第6条第1項中「第 28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定 する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「こ の章」とあるのは「第5章第3節」と、第27条中「第 16条」とあるのは「第54条において準用する第16 条」と、第27条第5号及び第42条第2項第3号中「第 15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第27 条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」 とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」 と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40 条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40 条第3項」と、第42条第1項第1号中「第29条第1 項」とあるのは「第52条第1項」と、第42条第2項第 2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において 準用する第12条第2項 と、第42条第2項第4号中 「第24条」とあるのは「第54条において準用する第 24条」と読み替えるものとする。

(第55条省略)

【新設】

【新設】

(第53条省略)

(準用)

第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第 19条、第21条から第27条まで、第29条の2及び第31 条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福 祉施設について準用する。この場合において、第6条第 1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51 条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項 中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第27条中 「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16 条」と、第27条第5号及び第42条第2項第3号中「第 15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第27条 第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」と あるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、 第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3 項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3 項」と、第42条第1項第1号中「第29条第1項」とあ るのは「第52条第1項」と、第42条第2項第2号中「第 12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第 12条第2項 と、第42条第2項第4号中「第24条」と あるのは「第54条において準用する第24条」と読み替 えるものとする。

(第 55 条省略)

(雷磁的記録等)

- 第56条 指定介護老人福祉施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条第1項(第54条において準用する場合を含む。)及び第12条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定介護老人福祉施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

				改 正 案
(委任)			(委任)	
第56条 める。	この条例の施行に関し必要な事項	質は、市長が定	第57条 る。	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定め
- 2 3 0			30	

新旧対照表(横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに

運営の基準に関する条例)

現 行 改正案

横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営 の基準に関する条例

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 71 号

(目次第5章まで省略)

第6章 雑則 (第55条)

附則

(第1条及び第2条省略)

(基本方針等)

第3条 (第1項から第3項まで省略)

【新設】

【新設】

4 (本文省略)

(従業者の員数)

第4条 (本文及び第1号から第4号まで省略)

(5) 栄養士 入所定員 100 以上の介護老人保健施設にあ っては、1以上

(第6号及び第7号省略)

(第2項及び第3項省略)

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健 施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、 介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(第43 条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下 <u>この項において同じ。</u>)を除く。以下この項において同 じ。) にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の当 該介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の 介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、 この限りでない。

(第5項省略)

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サ┃6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サ

横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営 の基準に関する条例

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 71 号

(目次第5章まで省略)

第6章 雑則 (第55条・第56条) 附則

(第1条及び第2条省略)

(基本方針等)

第3条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防 止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従 業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければな らない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供す るに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護 保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有 効に行うよう努めなければならない。
- 6 (本文省略)

(従業者の員数)

第4条 (本文及び第1号から第4号まで省略)

(5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員 100 以上の介護老 人保健施設にあっては、1以上

(第6号及び第7号省略)

(第2項及び第3項省略)

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健 施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、 入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(第5項省略)

テライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員
- (2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士 (病床数 100 以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員 (健康保険法等の一部を改正する法 律 (平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の 規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定 する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- 7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(第2号省略)

(第5条省略)

(構造設備の基準) 第6条 (本文省略) テライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療 法士若しくは言語聴覚士、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又 は介護支援専門員
- (2) 介護医療院 栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数 100 以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員 (健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- 7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(第2号省略)

(第5条省略)

(構造設備の基準) 第6条 (本文省略) 現 行 改正案

(1) (本文省略)

(ア省略)

イ (本文省略)

- (7) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、<u>第32条</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (イ) 第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

((ウ)省略)

(第2号から第7号省略)

(第2項省略)

(第7条から第15条まで省略)

(介護保健施設サービスの取扱方針) 第16条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第9項省略)

(施設サービス計画の作成) 第17条 (第1項から第5項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) (本文省略)

(ア省略)

イ (本文省略)

- (ア) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (イ) <u>第32条第1項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

((ウ)省略)

(第2号から第7号省略)

(第2項省略)

(第7条から第15条まで省略)

(介護保健施設サービスの取扱方針) 第16条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第9項省略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (第1項から第5項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス

現 行	改正案
	計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地 からの意見を求めるものとする。
(第7項から第12項まで省略)	(第7項から第12項まで省略)
(第18条から第20条まで省略)	(第 18 条から第 20 条まで省略)
【新設】	(栄養管理) 第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。
【新設】	(口腔衛生の管理) 第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
(第21条から第28条まで省略)	(第21条から第28条まで省略)
(運営規程) 第29条 (本文及び第1号から第6号まで省略)	(運営規程) 第29条 (本文及び第1号から第6号まで省略)
【新設】 <u>(7)</u> (本文省略)	(7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) (本文省略)
(勤務体制の確保等) 第30条 (第1項及び第2項省略)	(勤務体制の確保等) 第 30 条 (第 1 項及び第 2 項省略)
3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 【新設】	3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護老人保健施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な世界を講じなければならない。
【新設】	の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等) 第30条の2 介護老人保健施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい

現 行	改正案
【新設】	う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講 じなければならない。 全 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画に ついて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しなければならない。 全 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直し を行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(第 31 条省略)	(第 31 条省略)
(非常災害対策) 第 32 条 (第 1 項省略)	(非常災害対策) 第 32 条 (第 1 項省略)
【新設】	2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
(衛生管理等) 第 33 条 (第 1 項省略)	(衛生管理等) 第 33 条 (第 1 項省略)
2 (本文省略)	2 (本文省略)
(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果に ついて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと</u> <u>する。)</u> をおおむね3月に1回以上開催するとともに、そ の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を 図ること。
(第2号省略)	(第2号省略)
(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。	(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
(第4号省略)	(第4号省略)
(第 34 条省略)	(第 34 条省略)
(掲示) 第 35 条 (第 1 項省略)	(掲示) 第 35 条 (第 1 項省略)
【新設】	2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載 した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
(第36条から第38条まで省略)	(第36条から第38条まで省略)

(地域との連携等)

第39条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(第2項省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する 研修を定期的に行うこと。

【新設】

(第2項から第4項まで省略)

【新設】

(第41条から第42条まで省略)

(この章の趣旨)

第43条 第3条 (第4項を除く。)、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の基本方

改正案

(地域との連携等)

第39条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。

(第2項省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>掲げる</u>措置を講じなければならない。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に 対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。

(第2項から第4項まで省略)

(虐待の防止)

- 第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再 発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
- (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための 対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。)を定期的に開催するとと もに、その結果について、介護職員その他の従業者に周 知徹底を図ること。
- (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための 指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。

(第41条から第42条まで省略)

(この章の趣旨)

第43条 第3条 (第6項を除く。)、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の基本方

現

針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、 この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 (第1項及び第2項省略)

【新設】

【新設】

(施設)

第45条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 (本文省略)
- (1) (本文省略)

(ア省略)

イ (本文省略)

- (7) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄 する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準 用する第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速 な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (イ) 第 54 条において準用する第 32 条に規定する訓練 については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間 において行うこと。

((ウ)省略)

(第2号から第7号まで省略)

(第5項省略)

(第46条省略)

(介護保健施設サービスの取扱方針) 第47条 (第1項から第9項まで省略)

- (本文省略) 10
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員

改正案

針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、 この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 (第1項及び第2項省略)

- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、 虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、 その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなけ ればならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービ スを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規 定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、 適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(施設)

第45条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 (本文省略)
- (1) (本文省略)

(ア省略)

- イ (本文省略)
 - (7) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄 する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準 用する第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑か つ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めるこ
 - (イ) 第54条において準用する第32条第1項に規定す る訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及 び夜間において行うこと。

((ウ)省略)

(第2号から第7号まで省略)

(第5項省略)

(第46条省略)

(介護保健施設サービスの取扱方針) 第47条 (第1項から第9項まで省略)

- (本文省略) 10

会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第11項省略)

(第48条から第50条まで省略)

(運営規程)

第51条 (本文及び第1号から第7号まで省略)

【新設】

(8) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (第1項から第3項まで省略)

4 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護 老人保健施設の従業者に対し、その資質の向上のための 研修の機会を確保しなければならない。

【新設】

(第53条省略)

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から <u>第20条</u>まで、第23条、第25条から第28条まで及び第 32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保 健施設について準用する。この場合において、第7条第 1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51 条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項 中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中 「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17 条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第 38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第 38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第 38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第

改正案

会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第11項省略)

(第48条から第50条まで省略)

(運営規程)

第51条 (本文及び第1号から第7号まで省略)

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護 老人保健施設の従業者に対し、その資質の向上のための 研修の機会を確保しなければならない。この場合におい て、当該ユニット型介護老人保健施設は、看護師、准看護 師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定 する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類 する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基 礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(第53条省略)

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から <u>第20条の3</u>まで、第23条、第25条から第28条まで、 <u>第30条の2</u>及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び 号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第1項第1号中「第30条第1項」とあるのは「第52条第1項」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。

【新設】

新設

(委任)

第55条 (本文省略)

第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第1項第1号中「第30条第1項」とあるのは「第52条第1項」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

- 第55条 介護老人保健施設は、作成、保存その他これらに 類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、 文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができる情報が記載され た紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されているもの又は想定されるもの (第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。) 及び第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。) 並びに次項に規定するものを除く。)については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、電子計算機による 情報処理の用に供されるものをいう。)により行うこと ができる。
- 2 介護老人保健施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第56条 (本文省略)

新旧対照表(横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関 する条例)

	T
現 行	改 正 案
横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月28日横浜市条例第72号	横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月28日横浜市条例第72号
(目次第4章まで省略)	(目次第4章まで省略)
第5章 雑則 (第42条) 附則	第5章 雑則 (第42条 <u>・第43条</u>) 附則
(第1条及び第2条省略)	(第1条及び第2条省略)
(基本方針等) 第3条 (第1項から第3項まで省略)	(基本方針等) 第3条 (第1項から第3項まで省略)
【新設】	4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、 虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、 その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービ スを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規 定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、 適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
4 (本文省略)	<u>6</u> (本文省略)
(従業者の員数) 第4条 (本文省略)	(従業者の員数) 第4条 (本文省略)
(1) 医師 <u>、薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法に規定する 療養病床を有する病院として必要とされる数以上	(1) 医師 <u>及び薬剤師</u> それぞれ医療法に規定する療養病 床を有する病院として必要とされる数以上
(第2号から第4号まで省略)	(第2号から第4号まで省略)
【新設】	(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が 100 以上の指定
(5) (本文省略)	<u>介護療養型医療施設にあっては、1以上</u> (6) (本文省略)
(第2項省略)	(第2項省略)
3 (本文省略)	3 (本文省略)
(1) 医師 <u>、薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法上必要とされる数以上	(1) 医師 <u>及び薬剤師</u> それぞれ医療法上必要とされる数 以上
(第2号から第5号まで省略)	(第2号から第5号まで省略)

現

【新設】

<u>(6)</u> (本文省略)

(第4項及び第5項省略)

- 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。
- 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介 護療養型医療施設の職務に従事することができる者をも って充てなければならない。ただし、介護職員を除き、入 院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

(第9項及び第10項省略)

(第5条から第16条まで省略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第17条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第9項省略)

(施設サービス計画の作成)

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟 に係る病床数及び療養病床の数が 100 以上の指定介護療 養型医療施設にあっては、1以上

改正案

(7) (本文省略)

(第4項及び第5項省略)

- 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第6号及び第3項第7号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。
- 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介 護療養型医療施設の職務に従事することができる者をも って充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に 支障がない場合は、この限りでない。
- 8 第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

(第9項及び第10項省略)

(第5条から第16条まで省略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第17条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第9項省略)

(施設サービス計画の作成)

第18条 (第1項から第5項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(第7項から第12項まで省略)

(第19条から第20条まで省略)

【新設】

【新設】

(第21条から第27条まで省略)

(運営規程)

第28条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

【新設】

(7) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (第1項及び第2項省略)

3 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療 施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を 確保しなければならない。 改正案

第18条 (第1項から第5項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(第7項から第12項まで省略)

(第19条から第20条まで省略)

(栄養管理)

第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養 状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むこ とができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を 計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔 の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の 状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(第21条から第27条まで省略)

(運営規程)

第28条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- <u>(8)</u> (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (第1項及び第2項省略)

3 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全

現 行	改 正 案
【新設】	ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
【新設】	(業務継続計画の策定等) 第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い
【新設】	※要な措置を講じなければならない。 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の
(第 30 条省略)	<u>見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u> (第 30 条省略)
(非常災害対策) 第 31 条 (第 1 項省略)	(非常災害対策) 第 31 条 (第 1 項省略)
【新設】	2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
(衛生管理等) 第 32 条 (第 1 項省略)	(衛生管理等) 第 32 条 (第 1 項省略)
2 (本文省略)	2 (本文省略)
(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該指定介護療養型医療施設の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該指定介護療養型医療施設の従業者に周知徹底を図ること。
(第2号省略)	(第2号省略)
(3) 当該指定介護療養型医療施設において、当該指定介護療養型医療施設の従業者に対し、感染症及び食中毒の予	(3) 当該指定介護療養型医療施設において、当該指定介護療養型医療施設の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びは、延ればは、変染症のでは、

防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的に実施すること。

防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するこ

現 行	改正案
(第4号省略)	(第4号省略)
(第 33 条省略)	(第 33 条省略)
(掲示) 第 34 条 (第 1 項省略)	(掲示) 第 34 条 (第 1 項省略)
【新設】	2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
(第35条から第37条まで省略)	(第35条から第37条まで省略)
(地域との連携等) 第38条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う <u>等の</u> 地域との交流に努めなければならない。	(地域との連携等) 第38条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。
(第2項省略)	(第2項省略)
(事故発生の防止及び発生時の対応) 第39条 (本文及び第1号及び第2号省略)	(事故発生の防止及び発生時の対応) 第39条 (本文及び第1号及び第2号省略)
(3) 事故発生の防止のための委員会及び当該指定介護療養型医療施設の従業者に対する研修を定期的に行うこと。	(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。) 及び当該指定介 護療養型医療施設の従業者に対する研修を定期的に行う こと。
【新設】	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。
(第2項から第4項まで省略)	(第2項から第4項まで省略)
【新設】	(虐待の防止) 第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者にの近業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

現 行	改正案
	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。
(第40条から第41条まで省略)	(第40条から第41条まで省略)
【新設】	(電磁的記録等) 第42条 指定介護療養型医療施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第11条第1項及び第14条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
【新設】	2 指定介護療養型医療施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。
(委任) 第 42 条 (本文省略)	(委任) 第 43 条 (本文省略)

新旧対照表(横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関す スタ例)

る条例)		
現 行	改正案	
横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準 に関する条例 平成30年3月27日横浜市条例第23号	横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準 に関する条例 平成30年3月27日横浜市条例第23号	
(目次第5章まで省略)	(目次第5章まで省略)	
第6章 雑則 (第55条) 附則	第6章 雑則 (第55条 <u>•第56条</u>) 附則	
(第1条から第2条まで省略)	(第1条から第2条まで省略)	
(基本方針等) 第3条 (第1項から第3項まで省略)	(基本方針等) 第3条 (第1項から第3項まで省略)	
【新設】	4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う	
4 (本文省略)	<u>よう努めなければならない。</u> <u>6</u> (本文省略)	
(従業者の員数) 第4条 (本文及び第1号から第4号まで省略)	(従業者の員数) 第4条 (本文及び第1号から第4号まで省略)	
(5) 栄養士 入所定員 100 以上の介護医療院にあっては、 1以上	(5) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 入所定員 100 以上の介護医療院にあっては、1以上	
(第6号から第8号まで省略)	(第6号から第8号まで省略)	
(第2項及び第3項省略)	(第2項及び第3項省略)	
4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に 従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院(第43条に規定するユニット型介護 医療院をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下 この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設す る場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職 員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限 りでない。	4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に 従事する者でなければならない。 <u>ただし、入所者の処遇</u> に支障がない場合には、この限りでない。	
(第5項及び第6項省略)	(第5項及び第6項省略)	
(第5条省略)	(第5条省略)	

現 行 改正案 (構造設備の基準) (構造設備の基準) 第6条 (本文省略) 第6条 (本文省略) (1) (本文省略) (1) (本文省略) (ア省略) (ア省略) イ (本文省略) イ (本文省略) (ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防 (ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防 署長と相談の上、第32条に規定する計画に入所者の円滑 署長と相談の上、第32条第1項に規定する計画に入所者 かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めるこ の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定 めること。 と。 (4) 第32条に規定する訓練については、同条に規定する (4) 第32条第1項に規定する訓練については、同項に規 計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ((ウ)省略) ((ウ)省略) (第2号から第8号まで省略) (第2号から第8号まで省略) (第2項省略) (第2項省略) (第7条から第15条まで省略) (第7条から第15条まで省略) (介護医療院サービスの取扱方針) (介護医療院サービスの取扱方針) 第16条 (第1項から第7項まで省略) 第16条 (第1項から第7項まで省略) 8 (本文省略) 8 (本文省略) (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につい 会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 電話装置等」という。) を活用して行うことができるもの とする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果 について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ と。 (第2号及び第3号省略) (第2号及び第3号省略) (第9項省略) (第9項省略) (施設サービス計画の作成) (施設サービス計画の作成) 第17条 (第1項から第5項まで省略)

第17条 (第1項から第5項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入 所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担 当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をい う。以下同じ。) の開催、担当者に対する照会等により、 当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者か ら、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入 所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担 当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議(テ レビ電話装置等を活用して行うことができるものとす る。ただし、入所者又はその家族(以下この項において 「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレ

現行	改正案
	ビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
(第7項から第12項まで省略)	(第7項から第12項まで省略)
(第18条から第20条まで省略)	(第 18 条から第 20 条まで省略)
【新設】	(栄養管理) 第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び 改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなけれ ばならない。
【新設】	(口腔衛生の管理) 第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を 図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔 衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔 衛生の管理を計画的に行わなければならない。
(第21条から第28条まで省略)	(第21条から第28条まで省略)
(運営規程) 第29条 (本文及び第1号から第6号まで省略)	(運営規程) 第29条 (本文及び第1号から第6号まで省略)
【新設】 <u>(7)</u> (本文省略)	(7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) (本文省略)
(勤務体制の確保等) 第30条 (第1項及び第2項省略)	(勤務体制の確保等) 第30条 (第1項及び第2項省略)
3 介護医療院は、当該介護医療院の従業者に対し、その 資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ ならない。 【新設】	3 介護医療院は、当該介護医療院の従業者に対し、その 資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ ならない。この場合において、当該介護医療院は、看護 師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第 2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その 他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介 護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を 講じなければならない。 4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確 保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害さ れることを防止するための方針の明確化その他の必要な 措置を講じなければならない。
【新設】	(業務継続計画の策定等)

現 行	改正案
	第30条の2 介護医療院は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなけ
【新設】	ればならない。 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について 周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施
【新設】	しなければならない。 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、 必要に応じてその変更を行うものとする。
(第 31 条省略)	(第 31 条 省略)
(非常災害対策) 第 32 条 (第 1 項省略)	(非常災害対策) 第 32 条 (第 1 項省略)
【新設】	2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなら ない。
(衛生管理等) 第 33 条 (第 1 項省略)	(衛生管理等) 第 33 条 (第 1 項省略)
2 (本文省略)	2 (本文省略)
(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(第2号省略)	(第2号省略)
(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。	(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 <u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓</u> 棟を定期的に実施すること。
(第4号省略)	(第4号省略)
(第3項省略)	(第3項省略)
(第 34 条省略)	(第 34 条省略)
(掲示) 第 35 条 (第 1 項省略)	(掲示) 第 35 条 (第 1 項省略)
【新設】	2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書

現行	改 正 案
	面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも 関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定によ る掲示に代えることができる。
(第36条から第38条まで省略)	(第36条から第38条まで省略)
(地域との連携等) 第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民 又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う <u>等の</u> 地 域との交流に努めなければならない。	(地域との連携等) 第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民 又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことを の他の地域との交流に努めなければならない。
(第2項省略)	(第2項省略)
(事故発生の防止及び発生時の対応) 第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に <u>定める</u> 措置を講じなければならない。	(事故発生の防止及び発生時の対応) 第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に <u>掲げる</u> 措置を講じなければならない。
(第1号及び第2号省略)	(第1号及び第2号省略)
(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する 研修を定期的に行うこと。	(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。) 及び従業者に対 する研修を定期的に行うこと。
【新設】	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。
(第2項から第4項まで省略)	(第2項から第4項まで省略)
【新設】	(虐待の防止) 第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
(第 41 条及び第 42 条省略)	(第 41 条及び第 42 条省略)
(この章の趣旨)	(この章の趣旨)

(この章の趣旨)

にかかわらず、ユニット型介護医療院(施設の全部にお いて少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる (この章の趣旨)

第43条 第3条 (<u>第4項</u>を除く。)、第3章及び前章の規定 第43条 第3条 (<u>第6項</u>を除く。)、第3章及び前章の規定 にかかわらず、ユニット型介護医療院(施設の全部にお いて少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる

共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 (第1項及び第2項省略)

【新設】

【新設】

(施設)

第45条 (第1項から第3項まで省略)

4 (本文省略)

(1) (本文省略)

(ア省略)

イ (本文省略)

- (ア) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防 長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する<u>第32条</u>に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (イ) 第 54 条において準用する<u>第 32 条</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

((ウ)省略)

(第2号から第8号まで省略)

(第5項省略)

(第 46 条省略)

(介護医療院サービスの取扱方針) 第47条 (第1項から第9項まで省略) 改正案

共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 (第1項及び第2項省略)

- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待 の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、そ の従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなけれ ばならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(施設)

第45条 (第1項から第3項まで省略)

4 (本文省略)

(1) (本文省略)

(ア省略)

イ (本文省略)

- (ア) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防 長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する<u>第</u> 32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避 難を確保するために必要な事項を定めること。
- (イ) 第 54 条において準用する<u>第 32 条第1項</u>に規定する 訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び 夜間において行うこと。

((ウ)省略)

(第2号から第8号まで省略)

(第5項省略)

(第46条省略)

(介護医療院サービスの取扱方針) 第47条 (第1項から第9項まで省略)

改正案

10 (本文省略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第11項省略)

(第48条から第50条まで省略)

(運営規程)

第51条 (本文及び第1号から第7号まで省略)

【新設】

(8) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (第1項から第3項まで省略)

4 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院 の従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の 機会を確保しなければならない。

【新設】

(第53条省略)

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から <u>第20条</u>まで、第23条、第25条から第28条まで及び第 32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院 について準用する。この場合において、第7条第1項中 「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に 規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「こ 10 (本文省略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第11項省略)

(第48条から第50条まで省略)

(運営規程)

第51条 (本文及び第1号から第7号まで省略)

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型介護医療院は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービス の提供を確保する観点から、職場において行われる性的 な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務 上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業 環境が害されることを防止するための方針の明確化その 他の必要な措置を講じなければならない。

(第53条省略)

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から <u>第20条の3</u>まで、第23条、第25条から第28条まで、 <u>第30条の2</u>及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、 第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27

現 行	改
の章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第 4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」 と読み替えるものとする。	条第2項中「この章」とる 42条第2項第4号中「第 条第7項」と読み替える
【新設】	(電磁的記録等) 第 55 条 介護医療院は、作 行為のうち、この条例に 謄本、抄本、正本、副本、 覚によって認識すること の他の有体物をいう。以 ことが規定されているも 第 1 項(第 54 条におい 13 条第 1 項(第 54 条に びに次項に規定するもの えて、当該書面に係る電 式その他人の知覚によっ 式で作られる記録であっ の用に供されるものをい
【新設】	2 介護医療院は、交付、

(委任)

第55条 (本文省略)

附則

(第1項から第7項まで省略)

【新設】

改正案

条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

- 第55条 介護医療院は、作成、保存その他これらに類する 行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知 覚によって認識することができる情報が記載された紙そ の他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行う ことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条 第1項(第54条において準用する場合を含む。)及び第 13条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並 びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代 えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方 式その他人の知覚によっては認識することができない方 式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理 の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 介護医療院は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第56条 (本文省略)

附則

(第1項から第7項まで省略)

8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

新旧対照表(横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例)

現行

改正案

横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月28日横浜市条例第73号

(目次第1章省略)

第2章 設備及び運営に関する基準 (第4条 第30条)

第3章 雑則 (第31条) 附則

(第1条及び第2条省略)

(基本方針等)

第3条 (第1項から第3項まで省略)

【新設】

4 (本文省略)

(第4条から第7条まで省略)

(運営規程)

第8条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

【新設】

(7) (本文省略)

(非常災害対策)

第9条 (第1項及び第2項省略)

新設

(第10条から第16条まで省略)

(処遇の方針)

第17条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月28日横浜市条例第73号

(目次第1章省略)

第2章 設備及び運営に関する基準 (第4条<u>第30条の</u>2)

第3章 雑則 (第31条<u>・第32条</u>) 附則

(第1条及び第2条省略)

(基本方針等)

第3条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止 等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員 に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならな い。
- 5 (本文省略)

(第4条から第7条まで省略)

(運営規程)

第8条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (本文省略)

(非常災害対策)

第9条 (第1項及び第2項省略)

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(第10条から第16条まで省略)

(処遇の方針)

第17条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果

現 行	改正案
	について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(第2号及び第3号省略)	(第2号及び第3号省略)
(第 18 条から第 21 条まで省略)	(第 18 条から第 21 条まで省略)
(施設長の責務) 第22条 (第1項省略)	(施設長の責務) 第 22 条 (第 1 項省略)
2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から <u>第30条</u> までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から <u>第30条の2</u> までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(第 23 条省略)	(第 23 条省略)
(勤務体制の確保等) 第24条 (第1項及び第2項省略)	(勤務体制の確保等) 第24条 (第1項及び第2項省略)
3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 【新設】	3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
【新設】	(業務継続計画の策定等) 第24条の2 養護老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(衛生管理等) 第 25 条 (第 1 項省略)	(衛生管理等) 第 25 条 (第 1 項省略)
2 (本文省略)	2 (本文省略)

改正案

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該養護老人ホームの支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(第2号省略)

(3) 当該養護老人ホームにおいて、当該養護老人ホームの 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及 びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(第4号省略)

(第26条から第29条まで省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び当該養護老人ホームの支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

【新設】

(第2項から第4項まで省略)

【新設】

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該養護老人ホームの支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(第2号省略)

(3) 当該養護老人ホームにおいて、当該養護老人ホームの 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及 びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びま ん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(第4号省略)

(第26条から第29条まで省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び当該養護老人ホームの支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(第2項から第4項まで省略)

(虐待の防止)

- 第30条の2 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発 を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【新設】 (電	
す 重 の 経 と 数 と 数 と 数	電磁的記録) 31条 養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類ける行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された低その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子内方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
	委任) 32条 (本文省略)

新旧対照表(横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例)

現 行

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 74 号

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

改正案

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 74 号

(目次第1章省略)

(目次第1章省略)

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 (第3条--第32条)

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 (第3条—第32条の2)

(第3章及び第4章省略)

(第3章及び第4章省略)

第5章 雑則(第50条) 附則 第5章 雑則 (第50条<u>·第51条</u>) 附則

(第1条から第2条まで省略)

(第1条から第2条まで省略)

(基本方針等)

(基本方針等)

第3条 (第1項から第4項まで省略)

第3条 (第1項から第4項まで省略)

【新設】

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の 防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その

職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 (本文省略)

6 (本文省略)

(第4条から第6条まで省略)

(第4条から第6条まで省略)

(職員の専従)

(職員の専従)

だし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の当該特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第41条第2項(第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)並びに特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第44条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。)を併設する場合

の当該特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所

者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護

老人ホームの職務に従事する者でなければならない。た

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護 老人ホームの職務に従事する者でなければならない。<u>た</u> だし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでな い。

(運営規程)

(運営規程)

第8条 (本文及び第1号から第7号まで省略)

【新設】

(8) (本文省略)

(非常災害対策)

第9条 (第1項及び第2項省略)

【新設】

(第10条から第15条まで省略)

(処遇の方針)

第16条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第9項省略)

(第17条から第23条の2まで省略)

(施設長の責務)

第24条 (第1項省略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から<u>第32条</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 (第1項及び第2項省略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

改正案

第8条 (本文及び第1号から第7号まで省略)

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) (本文省略)

(非常災害対策)

第9条 (第1項及び第2項省略)

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に 当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めな ければならない。

(第10条から第15条まで省略)

(処遇の方針)

第16条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第9項省略)

(第17条から第23条の2まで省略)

(施設長の責務)

第24条 (第1項省略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条 から<u>第32条の2</u>までの規定を遵守させるために必要な 指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 (第1項及び第2項省略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該特別養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を</u>

現 行	改正案
【新設】	講じなければならない。 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等) 第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(第26条省略) (衛生管理等) 第27条 (第1項省略) 2 (本文省略) (1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該特別養護老人ホームの介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	(第26条省略) (衛生管理等) 第27条 (第1項省略) 2 (本文省略) (1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該特別養護老人ホームの介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
(第2号省略) (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、当該特別養護老人ホームの介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。	(第2号省略) (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、当該特別養護老人ホームの介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
(第4号省略) (第28条から第31条まで省略)	(第4号省略) (第28条から第31条まで省略)
(事 28 采がら第 31 采まで有略) (事故発生の防止及び発生時の対応)	(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発 を防止するため、次に<u>定める</u>措置を講じなければならな い。

(第1号及び第2号省略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び当該特別養護老人ホームの職員に対する研修を定期的に行うこと。

【新設】

(第2項から第4項まで省略)

【新設】

(この章の趣旨)

第33条 前章 (第3条第5項及び第12条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム (施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第34条 (第1項及び第2項省略)

【新設】

改正案

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発 を防止するため、次に<u>掲げる</u>措置を講じなければならな い。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び当該特別養護老人ホームの職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(第2項から第4項まで省略)

(虐待の防止)

- 第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその 再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければな らない。
- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) <u>当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のため</u> の指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施す ること。
- (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者</u> を置くこと。

(この章の趣旨)

第33条 前章 (第3条第6項及び第12条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム (施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第34条 (第1項及び第2項省略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じ

現 行	改正案
	なければならない。
(運営規程)	(運営規程)
第35条 (本文及び第1号から第8号まで省略)	第35条 (本文及び第1号から第8号まで省略)
【新設】	(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>
(9) (本文省略)	<u>(10)</u> (本文省略)
(設備の基準)	(設備の基準)
第36条 (第1項から第3項まで省略)	第36条 (第1項から第3項まで省略)
4 (本文省略) (1) ユニット	4 (本文省略) (1) ユニット
アー居室	(I) ユーット ア 居室
((ア)省略)	((ア)省略)
(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの入居定員は、 <u>おおむね10人以下</u> としなければならない。 ((ウ)省略)	(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの入居定員は、 <u>原則としておおむ</u> <u>ね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u> ((ウ)省略)
(エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。	(エ) 一の居室の <u>床面積</u> は、 <u>10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。</u>
a 10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし 書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。	(削除)
b ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修 したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一 定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を 確保すること。	_ <u>(削除)_</u>
((オ)から(ケ)まで省略)	((オ)から(ケ)まで省略)
(イからエまで省略)	(イからエまで省略)
(第2号から第4号まで省略)	(第2号から第4号まで省略)
(第5項及び第6項省略)	(第5項及び第6項省略)
(サービスの取扱方針) 第37条 (第1項から第9項まで省略)	(サービスの取扱方針) 第37条 (第1項から第9項まで省略)
10 (本文省略) (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の <u>従業者</u> に周知徹底を図ること。	10 (本文省略) (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
(Mar. Et al. Series)	

(第2号省略)

(第2号省略)

改正案

(3) 介護職員その他の<u>従業者</u>に対し、身体的拘束等の適正 化のための研修を定期的に実施すること。

(第11項省略)

(第38条から第40条まで省略)

(勤務体制の確保等)

第41条 (第1項から第3項まで省略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

【新設】

(進用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13 条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで 及び第27条から第32条までの規定は、ユニット型特別 養護老人ホームについて準用する。この場合において、 第10条第2項第2号中「第16条第3項」とあるのは「第 37条第5項」と、同項第3号中「第16条第5項」とある のは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2 項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2 項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第 43条において準用する第32条第3項」とあるのは「第 43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2 項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条ま で」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並 びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条 から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及 び第27条から第32条まで」と読み替えるものとする。

(この章の趣旨)

第44条 第2章及び前章(第3条第5項を除く。)の規定 にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生

(3) 介護職員その他の<u>職員</u>に対し、身体的拘束等の適正化 のための研修を定期的に実施すること。

(第11項省略)

(第38条から第40条まで省略)

(勤務体制の確保等)

第41条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの 提供を確保する観点から、職場において行われる性的な 言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境 が害されることを防止するための方針の明確化その他の 必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13 条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、 第25条の2及び第27条から第32条の2までの規定は、 ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この 場合において、第10条第2項第2号中「第16条第3項」 とあるのは「第37条第5項」と、同項第3号中「第16条 第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中 「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用す る第30条第2項 と、同項第5号中「第32条第3項」 とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」 と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13 条から第32条の2まで」とあるのは「第35条及び第37 条から第42条まで並びに第43条において準用する第9 条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21 条から第24条まで、第25条の2及び第27条から第32 条の2まで」と読み替えるものとする。

(この章の趣旨)

第44条 <u>前2章 (第3条第6項</u>を除く。) の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム (施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営ま

活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。(設備の基準)

第45条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 (本文省略)
- (1) ユニット

ア居室

((ア)省略)

(4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下</u> としなければならない。

((ウ)省略)

- (エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
- <u>a</u> 10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし 書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。
- b ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修 したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一 定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を 確保すること。

((オ)から(ケ)まで省略)

(イからエまで省略)

(第2号から第4号まで省略)

(第5項から第7項まで省略)

(職員の配置の基準)

第46条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、 次に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める数の職員 を置かなければならない。

(第1号から第7号まで省略)

(第2項から第8項まで省略)

9 (本文省略)

改正案

れ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老 人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基 準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第45条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 (本文省略)
- (1) ユニット

ア居室

((ア)省略)

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむ</u> ね10人以下とし、15人を超えないものとする。 ((り)省略)
- (エ) 一の居室の床面積は、10.65 平方メートル以上とする こと。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方 メートル以上とすること。

(削除)

(削除)

((オ)から(ケ)まで省略)

(イからエまで省略)

(第2号から第4号まで省略)

(第5項から第7項まで省略)

(職員の配置の基準)

第46条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、 次に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める数の職員 を置かなければならない。<u>ただし、他の社会福祉施設等</u> の栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型地域 密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待するこ とができる場合であって、入居者の処遇に支障がないと きは、第5号の栄養士を置かないことができる。

(第1号から第7号まで省略)

(第2項から第8項まで省略)

9 (本文省略)

(1) 特別養護老人ホーム <u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(第2号から第5号まで省略)

(第10項から第14項まで省略)

15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員 その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設 であるユニット型地域密着型特別養護老人ホームであっ て、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務 員その他の職員を置かない場合にあっては、当該ユニッ ト型地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当 該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎と して算出しなければならない。

(第 47 条省略)

(地域との連携等)

第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、横浜市職員又は当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項及び第3項まで省略)

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する <u>入居者</u>からの苦情に関して、横浜市が派遣する者が相談 及び援助を行う事業その他の横浜市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第49条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13 条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、 第27条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、 第37条、第39条から第42条までの規定は、ユニット型 地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この 改正案

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練 指導員又は調理員、事務員その他の職員

(第2号から第5号まで省略)

(第10項から第14項まで省略)

15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員 その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設 であるユニット型地域密着型特別養護老人ホームであっ て、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務 員その他の職員を置かない場合にあっては、当該ユニッ ト型地域密着型特別養護老人ホームの<u>入居者</u>の数及び当 該サテライト型居住施設の<u>入居者</u>の数の合計数を基礎と して算出しなければならない。

(第 47 条省略)

(地域との連携等)

第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、横浜市職員又は当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族(以下この条において「入居者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。)(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項及び第3項まで省略)

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する 入居者等からの苦情に関して、横浜市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の横浜市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第49条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13 条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、 第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32 条の2、第34条、第35条、第37条、第39条から第42 条までの規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホ

項第2号中「第16条第3項」とあるのは「第49条にお

いて準用する第37条第5項」と、同項第3号中「第16条

第5項」とあるのは「第49条において準用する第37条

第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは

「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第

5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において

準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条

から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあ

るのは「第47条、第48条並びに第49条において準用す

る第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、

第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第

30条まで、第32条<u>、第32条の2</u>、第35条、第37条及 び第39条から第42条まで」と読み替えるものとする。

場合において、第10条第2項第2号中「第16条第3項」とあるのは「第49条において準用する第37条第5項」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第47条、第48条並びに第49条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第35条、第37条及び第39条から第42条まで」と読み替えるものとする。

第5章 雑則【新設】

第5章 雑則 (電磁的記録等)

第50条 特別養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホームは、説明、同意その他これらに類する行為(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

新旧対照表(横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例)

現 行

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月28日横浜市条例第75号

(目次第1章省略)

第2章 設備及び運営に関する基準(第4条-第34条)

第3章 雑則 (第35条) 附則

(第1条及び第2条省略)

(基本方針等)

第3条 (第1項から第3項まで省略)

【新設】

4 (本文省略)

(第4条から第7条まで省略)

(運営規程)

第8条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

【新設】

(7) (本文省略)

(非常災害対策)

第9条 (第1項及び第2項省略)

【新設】

(第10条から第17条まで省略)

(サービス提供の方針)

第18条 (第1項から第6項まで省略)

- 7 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

改正案

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月28日横浜市条例第75号

(目次第1章省略)

第2章 設備及び運営に関する基準 (第4条<u>第34条の</u>2)

第3章 雑則 (第35条<u>·第36条</u>) 附則

(第1条及び第2条省略)

(基本方針等)

第3条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止 等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員 に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならな い。
- 5 (本文省略)

(第4条から第7条まで省略)

(運営規程)

第8条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (本文省略)

(非常災害対策)

第9条 (第1項及び第2項省略)

3 <u>軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなけれ</u>ばならない。

(第10条から第17条まで省略)

(サービス提供の方針)

第18条 (第1項から第6項まで省略)

- 7 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

現 行	改正案
(第2号省略)	(第2号省略)
(3) 介護職員その他の <u>従業者</u> に対し、身体的拘束等の適正 化のための研修を定期的に実施すること。	(3) 介護職員その他の <u>職員</u> に対し、身体的拘束等の適正化 のための研修を定期的に実施すること。
(第19条から第22条まで省略)	(第 19 条から第 22 条まで省略)
(施設長の責務) 第23条 (第1項省略)	(施設長の責務) 第23条 (第1項省略)
2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から <u>第34条</u> までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から <u>第34条の2</u> までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(第 24 条省略)	(第 24 条省略)
(勤務体制の確保等) 第25条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を <u>定めて</u> おかなければならない。	(勤務体制の確保等) 第25条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定め、これを 記録しておかなければならない。
(第2項省略)	(第2項省略)
3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 【新設】	3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該軽費老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的
	な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な 範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されること を防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講 じなければならない。
【新設】	(業務継続計画の策定等) 第25条の2 軽費老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

施しなければならない。

現 行 改正案

(第26条省略)

(衛牛管理等)

第27条 (第1項省略)

- 2 (本文省略)
 - (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症 及び食中毒の予防及びまん延の防止 のための対策を検討する委員会をお おむね3月に1回以上開催するとと もに、その結果について、当該軽費老 人ホームの介護職員その他の職員に 対し、周知徹底を図ること。

(第2号省略)

- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、当該軽費老人ホームの 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防 並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施するこ と。
- (4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及 び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号) の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中 毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対 応を行うこと。

(第28条省略)

(掲示)

第29条 (第1項省略)

【新設】

(第30条から第33条まで省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(第1号及び第2号省略)

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを 行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(第26条省略)

(衛生管理等)

第27条 (第1項省略)

- 2 (本文省略)
- (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該軽費老人ホームの介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(第2号省略)

- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、当該軽費老人ホームの 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防 並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及 びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(第28条省略)

(掲示)

第29条 (第1項省略)

2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(第30条から第33条まで省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) 及び当該軽費者

(3) 事故発生の防止のための委員会及び当該軽費老人ホームの職員に対する研修を定期的に行うこと。

【新設】

(第2項から第4項まで省略)

【新設】

【新設】

第35条 (本文省略)

附則

(第1項省略)

改正案

人ホームの職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(第2項から第4項まで省略)

(虐待の防止)

- 第34条の2 <u>軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>
- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。

(電磁的記録等)

- 第35条 軽費老人ホームは、作成、交付、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 軽費老人ホームは、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

第36条 (本文省略)

附則

(第1項省略)

(経過的軽費老人ホーム)

改正案

(経過的軽費老人ホーム)

2 平成20年6月1日前から存する軽費老人ホーム(同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームA型(次項から<u>附則第29項</u>までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に該当するものとして市長が指定するものについては、第3条から<u>第34条</u>まで(<u>第3条第4項</u>を除く。)の規定にかかわらず、次項から<u>附則第29項</u>までに定めるところによる

(第3項から第5項まで省略)

【新設】

(軽費老人ホームA型の規模)

<u>6</u> (本文省略)

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

- <u>7</u> (本文省略)
- 8 (本文省略)
- 9 (本文省略)
- 10 (本文省略)

(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)

- 11 (本文省略)
- 12 (本文省略)
- 13 (本文省略)
- 14 <u>附則第11項及び附則第12項</u>の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 15 <u>附則第11項第1号</u>の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 16 <u>附則第11項第2号及び附則第12項第1号</u>の生活相談員(主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員)のうち1人以上は、常勤の者でなければならない

2 平成20年6月1日前から存する軽費老人ホーム(同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームA型(次項から附則第30項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に該当するものとして市長が指定するものについては、第3条から第34条の2まで(第3条第5項を除く。)の規定にかかわらず、次項から附則第30項までに定めるところによる。

(第3項から第5項まで省略)

6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の 防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その 職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければな らない。

(軽費老人ホームA型の規模)

7 (本文省略)

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

- 8 (本文省略)
- 9 (本文省略)
- 10 (本文省略)
- 11 (本文省略)

(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)

- 12 (本文省略)
- 13 (本文省略)
- 14 (本文省略)
- 15 附則第12項及び附則第13項の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 16 <u>附則第12項第1号</u>の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 17 <u>附則第12項第2号及び附則第13項第1号</u>の生活相談員(主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員)のうち1人以上は、常勤の者でなければならない
- 18 <u>附則第12項第3号イ</u>及び<u>附則第13項第2号イ</u>の主任 介護職員は、常勤の者でなければならない。

- 17 <u>附則第11項第3号イ及び附則第12項第2号イの主任</u> 介護職員は、常勤の者でなければならない。
- 18 <u>附則第11項第4号</u>及び<u>附則第12項第3号イ</u>の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 19 <u>附則第11項第5号</u>の栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 20 <u>附則第 11 項第6号</u>の事務員のうち1人(入所定員が 110 人を超える軽費老人ホームA型にあっては、2人) は、常勤の者でなければならない。
- 21 (本文省略)

(軽費老人ホームA型の利用料の受領)

- 22 (本文省略)
- 23 (本文省略)
- 24 <u>附則第22項第2号</u>の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。

(軽費老人ホームA型における健康管理)

25 (本文省略)

(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)

- 26 (本文及び第1号省略)
- (2) <u>附則第29項</u>において準用する第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- (3) <u>附則第29項</u>において準用する第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。
- 27 (本文省略)
- 28 (本文省略)

(進用)

29 第4条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条及び第25条から<u>第34条</u>までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第34条</u>まで」とあるのは「<u>附則第22項</u>から<u>附則第28項</u>まで並びに<u>附</u>則第29項において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第25条から第34条まで」と読み替えるものとする。

改正案

- 19 <u>附則第12項第4号及び附則第13項第3号イ</u>の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- <u>20</u> <u>附則第12項第5号</u>の栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 21 <u>附則第 12 項第6号</u>の事務員のうち1人(入所定員が 110 人を超える軽費老人ホームA型にあっては、2人) は、常勤の者でなければならない。
- 22 (本文省略)

(軽費老人ホームA型の利用料の受領)

- 23 (本文省略)
- 24 (本文省略)
- 25 <u>附則第23項第2号</u>の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。

(軽費老人ホームA型における健康管理)

26 (本文省略)

(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)

- 27 (本文及び第1号省略)
- (2) <u>附則第30項</u>において準用する第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- (3) <u>附則第30項</u>において準用する第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。
- 28 (本文省略)
- 29 (本文省略)

(準用)

30 第4条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条及び第25条から<u>第34条の2</u>までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第34条の2</u>まで」とあるのは「<u>附則第23項</u>から<u>附則第29項</u>まで並びに<u>附則第30項</u>において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第25条から第34条の2まで」と読み替えるものとする。

(削除)

(協力歯科医療機関に係る経過措置)

現 行	改 正 案
30 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームが、こ	
の条例の施行の日において、第28条第2項及び前項にお	
いて準用する第 28 条第 2 項に規定する協力歯科医療機	
関を定めていない場合における第28条第2項及び前項	
において準用する第 28 条第2項の規定の適用について	
は、平成26年3月31日までの間は、同項中「定めてお	
かなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」	
<u>とする。</u>	

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例

改正案

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 76 号

(目次第14章まで省略)

第 15 章 雑則 (第 257 条<u>•第 258 条</u>) 附則

(第1条及び第2条省略)

(指定居宅サービスの事業の一般原則) 第3条 (第1項及び第2項省略)

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、 その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(第4条から第29条まで省略)

(運営規程)

第30条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (本文省略)

(第31条省略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (第1項から第3項まで省略)

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症、非常災害等 の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供 を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務

(目次第14章まで省略)

準に関する条例

第 15 章 雑則 (第 257 条) 附則

(第1条及び第2条省略)

(指定居宅サービスの事業の一般原則) 第3条 (第1項及び第2項省略)

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 76 号

【新設】

【新設】

(第4条から第29条まで省略)

(運営規程)

第30条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

【新設】

(7) (本文省略)

(第31条省略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (第1項から第3項まで省略)

【新設】

【新設】

現 行	改正案
【新設】	再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
【新設】	3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直 しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(衛生管理等) 第33条 (第1項及び第2項省略)	(衛生管理等) 第 33 条 (第 1 項及び第 2 項省略)
【新設】	3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
【新設】	(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及び まん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電 話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」 という。)を活用して行うことができるものとする。)を おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果に ついて、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
【新設】	(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及び まん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対 し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓
(掲示) 第 34 条 (第 1 項省略)	<u>練を定期的に実施すること。</u> (掲示) 第34条 (第1項省略)
【新設】	2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
(第35条から第38条まで省略)	(第35条から第38条まで省略)
(地域との <u>連携</u>) 第39条 (第1項省略)	(地域との <u>連携等</u>) 第 39 条 (第 1 項省略)
【新設】	2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問 介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以 外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めな ければならない。
(第 40 条省略)	(第 40 条省略) (虐待の防止)

現 行	改 正 案
【新設】	第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその 再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を
【新設】	図ること。 (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のため
【新設】	の指針を整備すること。 (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
【新設】	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。
(第 41 条から第 51 条まで省略)	(第 41 条から第 51 条まで省略)
(運営規程) 第52条 (本文及び第1号から第7号まで省略)	(運営規程) 第52条 (本文及び第1号から第7号まで省略)
【新設】 <u>(8)</u> (本文省略)	(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (9) (本文省略)
【新設】	(<u>勤務体制の確保等</u>) 第 52 条の 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適 切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴 介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を
【新設】	定め、これを記録しておかなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所 ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従 業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならな
【新設】	い。 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての訪問入浴介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講されるなど、認知症介護になるとない。
【新設】	せるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
(第 53 条省略)	(第 53 条省略)

改正案

(準用)

第54条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条</u>から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第52条」と、第33条第2項中「設備」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と読み替えるものとする。

(第55条から第67条まで省略)

(運営規程)

第68条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

【新設】

(7) (本文省略)

(第69条から第75条まで省略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針) 第76条 (本文及び第1号から第4号まで省略)

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第128条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(第77条省略)

(運営規程)

第78条 (本文及び第1号から第5号まで省略)

【新設】

(6) (本文省略)

(準用)

第54条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第</u>32条の2から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第52条」と、第33条第2項中「設備」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と読み替えるものとする。

(第55条から第67条まで省略)

(運営規程)

第68条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (本文省略)

(第69条から第75条まで省略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針) 第76条 (本文及び第1号から第4号まで省略)

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテー ション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーシ ョン計画又は第128条第1項に規定する通所リハビリテ ーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参 加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門 員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サー ビス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等 をいう。) の担当者その他の関係者(以下「構成員」とい う。) により構成される会議 (テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。ただし、利用者又はそ の家族(以下この号において「利用者等」という。) が参 加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用につい て当該利用者等の同意を得なければならない。) をいう。 以下同じ。) の開催により、リハビリテーションに関する 専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員 と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを 提供する。

(第77条省略)

(運営規程)

第78条 (本文及び第1号から第5号まで省略)

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) (本文省略)

現 行	改正案
(第79条から第85条まで省略)	(第79条から第85条まで省略)
(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第86条 (第1項省略)	(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第86条 (第1項省略)
2 薬剤師 <u>、歯科衛生士又は管理栄養士</u> の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(第1号から第3号まで省略)	(第1号から第3号まで省略)
【新設】	(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。
【新設】	(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
【新設】 (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに <u>診療記録</u> を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。	(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。 (7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。
【新設】	3 <u>歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指</u>
【新設】	導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は 歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復 を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥
【新設】	当かつ適切に行う。 (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説
【新設】	明を行う。 (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている 環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅 療養管理指導を提供する。
【新設】	(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。
(運営規程)	(運営規程)

現 行	改 正 案
第87条 (本文及び第1号から第5号まで省略)	第87条 (本文及び第1号から第5号まで省略)
【新設】 <u>(6)</u> (本文省略)	(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) (本文省略)
(第88条から第97条まで省略)	(第88条から第97条まで省略)
(運営規程) 第98条 (本文及び第1号から第9号まで省略)	(運営規程) 第98条 (本文及び第1号から第9号まで省略)
【新設】 <u>(10)</u> (本文省略)	(10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) (本文省略)
(勤務体制の確保等) 第99条 (第1項及び第2項省略)	(勤務体制の確保等) 第99条 (第1項及び第2項省略)
3 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の <u>従業者</u> の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	3 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者

【新設】

(第100条省略)

(非常災害対策)

第101条 (第1項省略)

【新設】

(衛生管理等)

第102条 (第1項省略)

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように<u>必要な措</u>置を講ずるよう努めなければならない。

【新設】

は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての 通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修 を受講させるために必要な措置を講じなければならな

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を

確保する観点から、職場において行われる性的な言動又

(第100条省略)

(非常災害対策)

第101条 (第1項省略)

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に 当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めな ければならない。

(衛生管理等)

第102条 (第1項省略)

- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように<u>次に掲</u>げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及び まん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電

現 行	改正案
【新設】	話装置等を活用して行うことができるものとする。)を おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果に ついて、通所介護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及び まん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に 対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び 訓練を定期的に実施すること。
【新設】	(地域との連携等) 第 102 条の 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に 当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携 及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなけれ ばならない。
【新設】	2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
【新設】	3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
(事故発生時の対応) 第 102 条の <u>2</u> (本文省略)	(事故発生時の対応) 第 102 条の <u>3</u> (本文省略)
(第 103 条省略)	(第 103 条省略)
(準用) 第 104条 第 9条から第 18条まで、第 20条、第 22条、第 27条、第 28条、第 34条から第 36条まで、第 37条から 第 39条まで、第 41条及び第 51条の規定は、指定通所介 護の事業について準用する。この場合において、第 9条 第 1 項中「第 30条」とあるのは「第 98条」と、「訪問 介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第 34条中 「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替 えるものとする。	(準用) 第104条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条及び第51条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第98条」と、同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。
(第 105 条及び第 106 条省略)	(第 105 条及び第 106 条省略)
(準用) 第 107条 第 9条から第 18条まで、第 20条、第 22条、第 27条、第 28条、第 34条から第 36条まで、第 37条 <u>から</u>	(準用) 第 107 条 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条 <u>第 32 条の 2</u> 、第 34 条から第 36 条まで、

第37条、第38条、第40条の2、第41条、第51条、第

90条、第92条及び第93条第4項並びに前節(第104条

を除く。) の規定は、共生型通所介護の事業について準用

第39条まで、第41条、第51条、第90条、第92条及び

第93条第4項並びに前節(第104条を除く。)の規定は、

共生型通所介護の事業について準用する。この場合にお

いて、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」と あるのは「運営規程(第98条に規定する運営規程をいう。 第34条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とある のは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生 型通所介護従業者 | という。) | と、第28条及び第34条 中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」 と、第93条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介 護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜 に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限 る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所 介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所 介護以外のサービスを提供する場合」と、第96条第2号、 第97条第5項及び第99条第2項中「通所介護従業者」 とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第103条第2 項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあ るのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条におい て準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第 4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるの は「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(第108条から第129条まで省略)

(運営規程)

第130条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

【新設】

(9) (本文省略)

(衛生管理等)

第131条 (第1項省略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所 リハビリテーション事業所において感染症が発生し、及 びまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなけ</u> ればならない。

【新設】

【新設】

【新設】

する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規 定する運営規程」とあるのは「運営規程(第98条に規定 する運営規程をいう。<u>第34条第1項に</u>おいて同じ。)」 と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供 に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」 と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに 第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とある のは「共生型通所介護従業者」と、第93条第4項中「前 項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げ る設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサ ービスを提供する場合に限る。) 」とあるのは「共生型通 所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、 夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供す る場合」と、第96条第2号、第97条第5項、第99条第 2項から第4項まで並びに第102条第2項第1号及び第 3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従 業者」と、第103条第2項第2号中「次条において準用 する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、 同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるの は「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する 第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替 えるものとする。

(第108条から第129条まで省略)

(運営規程)

第130条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) (本文省略)

(衛生管理等)

第131条(第1項省略)

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所 リハビリテーション事業所において感染症が発生し、及 びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) <u>当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通

改正案

所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及び まん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する こと。

(第132条省略)

(準用)

第133条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第60条、第94条及び第99条から第101条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第130条」と、第99条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(第134条省略)

(従業者の員数)

第135条 (第1項から第4項まで省略)

5 第1項第2号の生活相談員<u>並びに</u>同項第3号の介護職員<u>及び看護職員のそれぞれのうち1人</u>は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、<u>この限りでない</u>。

【新設】

- 6 (本文省略)
- 7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第 117 条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 8 (本文省略)
- 9 (本文省略)

(第136条及び第137条省略)

(第 132 条省略)

(準用)

第133条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条<u>第32条の2</u>、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第60条、第94条及び第99条から第101条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第130条」と、第14条中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第99条第2項から第4項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(第134条省略)

(従業者の員数)

第135条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定 により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用 者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所 又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、 当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下 この章において「併設本体施設」という。)を含む。)と の密接な連携により看護職員を確保することとする。
- 7 (本文省略)
- 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第 117条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 9 (本文省略)
- 10 (本文省略)

(第136条及び第137条省略)

改正案

(設備及び備品等)

第138条 (本文及び第1号省略)

- (2) (本文省略)
- ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する 消防長又は消防署長と相談の上、第 157 条において準用 する<u>第 101 条</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な 避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 第 157 条において準用する<u>第 101 条</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ省略)

(第2項及び第3項省略)

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

(第5項から第8項まで省略)

(第139条から第150条まで省略)

(運営規程)

第151条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

【新設】

(9) (本文省略)

(第152条及び第153条省略)

(衛生管理等)

第154条 (第1項省略)

- 2 (本文省略)
- (1) 当該指定短期入所生活介護事業所における感染症及 び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す る委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、 その結果について、当該指定短期入所生活介護事業所の 従業者に周知徹底を図ること。

(設備及び備品等)

第138条 (本文及び第1号省略)

- (2) (本文省略)
- ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する 消防長又は消防署長と相談の上、第157条において準用 する<u>第101条第1項</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ 迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 第 157 条において準用する<u>第 101 条第 1 項</u>に規定する 訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び 夜間において行うこと。

(ウ省略)

(第2項及び第3項省略)

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

(第5項から第8項まで省略)

(第139条から第150条まで省略)

(運営規程)

第151条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) (本文省略)

(第152条及び第153条省略)

(衛生管理等)

第154条 (第1項省略)

- 2 (本文省略)
- (1) 当該指定短期入所生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に周知徹底を図ること。

改正案

(第2号省略)

(3) 当該指定短期入所生活介護事業所において、当該指定 短期入所生活介護事業所の従業者に対し、感染症及び食 中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実 施すること。

(事故発生の防止及び発生時の対応) 第155条 (本文及び第1号及び第2号省略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び当該指定短期入 所生活介護事業所の従業者に対する研修を定期的に行う こと。

(第156条省略)

(準用)

第157条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、 第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、 第37条、第38条、第41条、第51条、第99条及び第 101条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について 準用する。この場合において、<u>第34条</u>中「訪問介護員等」 とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第99条第2 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従 業者」と読み替えるものとする。

(第158条及び第159条省略)

(設備及び備品等)

第160条 (本文及び第1号省略)

- (2) (本文省略)
- ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地 を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 170 条に おいて準用する第 157 条において準用する<u>第 101 条</u>に規 定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するた めに必要な事項を定めること。
- イ 第 170 条において準用する第 157 条において準用する 第 101 条に規定する訓練については、同条に規定する計 画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ省略)

(第2項から第5項まで省略)

(第2号省略)

(3) 当該指定短期入所生活介護事業所において、当該指定 短期入所生活介護事業所の従業者に対し、感染症及び食 中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症</u> の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施す ること。

(事故発生の防止及び発生時の対応) 第155条 (本文及び第1号及び第2号省略)

(3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び当該指定 短期入所生活介護事業所の従業者に対する研修を定期的 に行うこと。

(第156条省略)

(準用)

第157条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、 第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から 第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項 を除く。)、第51条、第99条及び第101条の規定は、 指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場 合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに 第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とある のは「短期入所生活介護従業者」と、第99条第2項から 第4項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「短期 入所生活介護従業者」とあるのは「短期 入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(第158条及び第159条省略)

(設備及び備品等)

第160条 (本文及び第1号省略)

- (2) (本文省略)
- ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地 を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 170 条に おいて準用する第 157 条において準用する<u>第 101 条第 1</u> 項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保 するために必要な事項を定めること。
- イ 第 170 条において準用する第 157 条において準用する 第 101 条第 1 項に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定 する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ省略)

(第2項から第5項まで省略)

- 6 (本文省略)
- (1) ユニット
- ア居室

((ア)省略)

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定 短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生 活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニッ ト型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護 予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等 基準条例第 143 条第 1 項に規定するユニット型指定介護 予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定 を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護 の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事 業(指定介護予防サービス等基準条例第141条に規定す るユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をい う。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営 されている場合にあっては、指定短期入所生活介護及び 指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及 び第169条において同じ。)の数の上限をいう。以下こ の節において同じ。)は、おおむね10人以下としなけれ ばならない。
- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以 上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修し たものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前 提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に 一定の隙間が生じても差し支えない。

(红)省略)

(イからエまで省略)

(第2号省略)

(第7項及び第8項省略)

(第161条から第166条まで省略)

(運営規程)

(本文及び第1号から第9号まで省略) 第 167 条

【新設】

(本文省略) (10)

(勤務体制の確保等)

第168条 (第1項から第3項まで省略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニ 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニ

- 6 (本文省略)
- (1) ユニット
- ア居室

((ア)省略)

- (4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定 短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生 活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニッ ト型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護 予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等 基準条例第 143 条第 1 項に規定するユニット型指定介護 予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定 を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護 の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事 業(指定介護予防サービス等基準条例第141条に規定す るユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をい う。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営 されている場合にあっては、指定短期入所生活介護及び 指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及 び第169条において同じ。)の数の上限をいう。以下こ の節において同じ。)は、原則としておおむね10人以下 とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以 上とすること。

((江)省略)

(イからエまで省略)

(第2号省略)

(第7項及び第8項省略)

(第161条から第166条まで省略)

(運営規程)

第167条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11)(本文省略)

(勤務体制の確保等)

第168条 (第1項から第3項まで省略)

ット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

【新設】

(第169条から第170条の3まで省略)

(準用)

第170条の4 第10条から第14条まで、第16条、第17 条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条ま で、第37条、第38条、第41条、第51条、第99条、第 101条、第134条及び第136条並びに第4節(第157条 を除く。) の規定は、共生型短期入所生活介護の事業につ いて準用する。この場合において、第34条中「運営規程」 とあるのは「運営規程(第 151 条に規定する運営規程を いう。第139条第1項において同じ。)」と、「訪問介護 員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当 たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」とい う。) 」と、第99条第2項中「通所介護従業者」とある のは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第139条第 1項中「第151条に規定する運営規程」とあるのは「運 営規程」と、同項、第142条第3項、第143条第1項及 び第150条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共 生型短期入所生活介護従業者」と、第 156 条第1項第1 号中「次条において準用する第99条第1項」とあるのは 「第99条第1項」と、同条第2項第4号中「次条におい て準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」 と、同項第5号中「次条において準用する第27条」とあ るのは「第27条」と、同項第6号中「次条において準用 する第38条第2項 とあるのは「第38条第2項」と読 み替えるものとする。

(第171条から第182条まで省略)

改正案

ット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(第169条から第170条の3まで省略)

(準用)

第170条の4 第10条から第14条まで、第16条、第17 条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条 から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第 2項を除く。)、第51条、第99条、第101条、第102 条、第134条及び第136条並びに第4節(第157条を除 く。) の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について 準用する。この場合において、第32条の2第2項中「訪 問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提 供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業 者」という。)」と、第34条第1項中「運営規程」とあ るのは「運営規程(第151条に規定する運営規程をいう。 第139条第1項において同じ。)」と、同項並びに第40 条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは 「共生型短期入所生活介護従業者」と、第99条第2項か ら第4項まで並びに第102条第2項第1号及び第3号中 「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介 護従業者」と、第139条第1項中「第151条に規定する 運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第142条 第3項、第143条第1項及び第150条中「短期入所生活 介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業 者」と、第156条第1項第1号中「次条において準用す る第99条第1項 とあるのは「第99条第1項」と、同 条第2項第4号中「次条において準用する第20条第2 項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第5号中「次 条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、 同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」と あるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(第171条から第182条まで省略)

改正案

(運営規程)

第183条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

【新設】

(7) (本文省略)

(第184条及び第185条省略)

(準用)

第186条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条、第38条、第41条、第51条、第99条、第101条、第139条、第140条第2項及び第153条から第155条までの規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第99条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第139条中「第151条」とあるのは「第183条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(第187条から第194条まで省略)

(運営規程)

第195条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

【新設】

(7) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第196条 (第1項から第3項まで省略)

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第183条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (本文省略)

(第184条及び第185条省略)

(準用)

第186条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、 第20条、第22条、第27条<u>第32条の2</u>、第34条、第 35条、第37条<u>から第41条まで(第39条第2項を除く。)</u>、第51条、第99条、第101条、第139条、第140 条第2項及び第153条から第155条までの規定は、指定 短期入所療養介護の事業について準用する。この場合に おいて、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40 条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは 「短期入所療養介護従業者」と、第99条第2項から第4 項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所 療養介護従業者」と、第139条中「第151条」とあるの は「第183条」と、「短期入所生活介護従業者」とある のは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとす る。

(第187条から第194条まで省略)

(運営規程)

第195条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第196条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係

【新設】

現 行	改正案
	を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を 超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が 害されることを防止するための方針の明確化その他の必 要な措置を講じなければならない。
(第 197 条から第 207 条まで省略)	(第 197 条から第 207 条まで省略)
(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第208条 (第1項から第7項まで省略)	(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第208条 (第1項から第7項まで省略)
8 (本文省略)	8 (本文省略)
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(第2号及び第3号省略)	(第2号及び第3号省略)
(第9項省略)	(第9項省略)
(第 209 条から第 213 条まで省略)	(第209条から第213条まで省略)
(運営規程) 第214条 (本文及び第1号から第8号まで省略)	(運営規程) 第214条 (本文及び第1号から第8号まで省略)
【新設】 (<u>9</u>) (本文省略)	(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) (本文省略)
(勤務体制の確保等) 第215条 (第1項から第3項まで省略)	(勤務体制の確保等) 第215条 (第1項から第3項まで省略)
4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
【新設】	5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(第216条から第218条まで省略)

(準用)

第219条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条<u>、第41条</u>、第50条、第51条、第101条、第102条及び第146条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条</u>中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第50条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と<u>読み替える</u>ものとする。

(第220条から第226条まで省略)

(運営規程)

第227条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

【新設】

(10) (本文省略)

(第228条及び第229条省略)

(準用)

第230条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条 から第36条まで、第37条、第38条、第40条、第41条、 第50条、第51条、第101条、第102条、第204条、第 206条から第209条まで、第212条、第213条及び第215 条から第217条までの規定は、外部サービス利用型指定 特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この 場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外 部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定 訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居 宅サービス事業所」と、第50条中「訪問入浴介護従業者」 とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第206条第2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本 サービスを」と、第209条中「他の特定施設従業者」と あるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び 受託居宅サービス事業者」と、第215条第1項中「適切 な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基 本サービス」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活 介護を | とあるのは 「基本サービスを」と、同条第3項中 「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サ ービスに」と読み替えるものとする。

(第216条から第218条まで省略)

(準用)

第219条 第12条、第13条、第22条、第27条<u>第32条</u> <u>の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条<u>から第41条まで</u>、第50条、第51条、第101条、第102条及び第146条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第50条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第102条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」とあるのは「特定施設従業者」とあるのは「特定施設従業者」とあるのは「特定施設従業者」とあるのは「特定施設従業者」とあるのは「特定施設従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u>

(第220条から第226条まで省略)

(運営規程)

第227条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

<u>(11)</u> (本文省略)

(第228条及び第229条省略)

(準用)

第230条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条 の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第 40条から第41条まで、第50条、第51条、第101条、第 102条、第204条、第206条から第209条まで、第212 条、第213条及び第215条から第217条までの規定は、 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業 について準用する。この場合において、第32条の2第2 項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員 等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第 1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型 特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」 とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」 と、第50条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定 特定施設の従業者」と、第102条第2項第1号及び第3 号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業 者」と、第206条第2項中「指定特定施設入居者生活介 護を」とあるのは「基本サービスを」と、第209条第3 項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の 外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービ ス事業者」と、第215条第1項及び第5項中「適切な指 定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サ ービス」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活介護

現 行 改正案 を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指 定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービ スに」と読み替えるものとする。 (第231条から第238条まで省略) (第231条から第238条まで省略) (運営規程) (運営規程) 第239条 (本文及び第1号から第5号まで省略) 第239条 (本文及び第1号から第5号まで省略) (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 【新設】 (7) (本文省略) (6) (本文省略) (第240条及び第241条省略) (第240条及び第241条省略) (衛生管理等) (衛生管理等) 第242条 (第1項から第5項まで省略) 第242条 (第1項から第5項まで省略) 【新設】 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事 業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、 次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防 【新設】 及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)

【新設】

【新設】

(掲示及び目録の備付け) 第 243 条 (第 1 項省略)

【新設】

2 (本文省略)

(第244条省略)

(準用)

第245条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第51条並びに<u>第99条第1項及び第2項</u>の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第239条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条

相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第243条 (第1項省略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項 を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付 け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるこ とにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果 について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防

及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門

3 (本文省略)

(第244条省略)

(準用)

第245条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第 32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで、 第51条並びに<u>第99条第1項、第2項及び第4項</u>の規定 は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場 合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第 239条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2 中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第99条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「<u>従業者」と、同項ただし書</u>中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(第246条から第255条まで省略)

(準用)

第256条 第9条から第15条まで、第17条から第19条ま で、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から 第41条まで、第51条、第99条第1項及び第2項、第 236条、第239条から第241条まで並びに第243条の規 定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。 この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるの は「第256条において準用する第239条」と、「訪問介 護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条 中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う 特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「指導」とあ るのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」 とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあ るのは「利用者」と、第99条第2項中「通所介護従業者」 とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とある のは「サービスの利用」と、第236条中「福祉用具」と あるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」 と、第239条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用 の額」と、第240条第1項及び第241条中「福祉用具」 とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

【新設】

第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第99条第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(第246条から第255条まで省略)

(準用)

第256条 第9条から第15条まで、第17条から第19条ま で、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、 第37条から第41条まで、第51条、第99条第1項、第 2項及び第4項、第236条、第239条から第241条まで 並びに第243条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業 について準用する。この場合において、第9条第1項中 「第30条」とあるのは「第256条において準用する第 239条 と、同項、第32条の2第2項、第33条第3項第 1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中 「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、 第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、 取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「指 導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介 護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用 者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介 護員等」とあるのは「従業者」と、第99条第2項及び第 4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談 員」と、同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サー ビスの利用」と、第236条中「福祉用具」とあるのは「特 定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第239 条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第 240条第1項及び第241条中「福祉用具」とあるのは「特 定福祉用具」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第257条 指定居宅サービス事業者は、作成、保存その他 これらに類する行為のうち、この条例において書面(書 面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文 字、図形等人の知覚によって認識することができる情報 が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条にお いて同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定 されるもの(第12条第1項(第42条の4、第54条、第 70条、第80条、第89条、第104条、第107条、第133

現 行	改 正 案
【新設】	条、第157条(第170条において準用する場合を含む。)、第170条の4、第186条(第198条において準用する場合を含む。)、第219条、第230条、第245条及び第256条において準用する場合を含む。)及び第206条第1項(第230条において準用する場合を含む。)及び第206条第1項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 指定居宅サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。
(委任) 第 257 条 (本文省略)	(委任) 第 258 条 (本文省略)

新旧対照表(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準 等に関する条例)

現 行

改正案

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営 等の基準等に関する条例

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 77 号

(目次第11章まで省略)

第 12 章 雑則(第 194 条) 附則

(第1条及び第2条省略)

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 (第1項及び第2項省略)

【新設】

【新設】

(第4条から第6条まで省略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 (本文省略)
- (1) 指定短期入所生活介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第 135 条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第153条第12項において同じ。)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第 172 条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。)
- (3) 指定特定施設 (指定居宅サービス等基準条例第 199 条 第1項に規定する指定特定施設をいう。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (第83条第1項 に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第112条第1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をい う。第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項、第

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営 等の基準等に関する条例

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 77 号

(目次第11章まで省略)

第 12 章 雑則(第 194 条<u>・第 195 条</u>) 附則

(第1条及び第2条省略)

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 (第1項及び第2項省略)

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項 に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(第4条から第6条まで省略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 (本文省略)
- (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第48条第4項第1号及び第153条第12項において同じ。)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第 172 条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第48条第4項第2号において同じ。)
- (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準条例第199条 第1項に規定する指定特定施設をいう。<u>第48条第4項第</u> 3号において同じ。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 第48条第4項第4号において同じ。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第112条第1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をい う。第48条第4項第5号、第65条第1項、第66条第1

84条第3項及び第85条において同じ。)

- (6) 指定地域密着型特定施設(第131条第1項に規定する 指定地域密着型特定施設をいう。第65条第1項、第66 条第1項及び第83条第6項において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第152条第1項に 規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65 条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同 じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (第181条第 1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 をいう。第6章から第9章までにおいて同じ。)

(第9号から第12号まで省略)

(第6項から第12項まで省略)

(第8条から第31条まで省略)

(運営規程)

第32条 (第1号から第7号まで省略)

【新設】

(8) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第33条 (第1項から第4項まで省略)

【新設】

【新設】

改正案

項、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において 同じ。)

- (6) 指定地域密着型特定施設(第131条第1項に規定する 指定地域密着型特定施設をいう。第48条第4項第6号、 第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項におい て同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第152条第1項に 規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第48</u> 条第4項第7号、第65条第1項、第66条第1項及び第 83条第6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第181条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第8号及び第6章から第9章までにおいて同じ。)

(第9号から第12号まで省略)

(第6項から第12項まで省略)

(第8条から第31条まで省略)

(運営規程)

第32条 (第1号から第7号まで省略)

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第33条 (第1項から第4項まで省略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適 切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確 保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止する ための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければ ならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継

現 行	改 正 案
	続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(衛生管理等) 第34条 (第1項及び第2項省略)	(衛生管理等) 第34条 (第1項及び第2項省略)

【新設】

(掲示)

第35条 (第1項省略)

【新設】

(第36条から第39条まで省略)

(地域との連携等)

第 40 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当 該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におい て感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げ

る措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に おける感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討 する委員会(テレビ電話措置その他の情報通信機器(以 下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことが できるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催する とともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に おける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整 備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に おいて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対 し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓 練を定期的に実施すること。

(掲示)

第35条 (第1項省略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(第36条から第39条まで省略)

(地域との連携等)

第 40 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことが

会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項省略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する<u>利用者</u>からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(第4項省略)

(第41条省略)

【新設】

(第42条省略)

(記録の整備)

第43条 (本文省略)

2 (本文及び第1号から第6号まで省略)

改正案

できるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この条、第60条の17第1項及び第88条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項省略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者等からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(第4項省略)

(第41条省略)

(虐待の防止)

- 第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲 げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に おける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図る こと。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に おいて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対 し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。

(第42条省略)

(記録の整備)

第43条 (本文省略)

2 (本文及び第1号から第6号まで省略)

改正案

【新設】

(7) (本文省略)

(第44条から第47条まで省略)

(訪問介護員等の員数)

第48条 (本文省略)

- (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定 夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>利用 者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。 以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所者しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

(第2項省略)

【新設】

【新設】

- (7) 第 40 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等 についての記録
- (8) (本文省略)

(第44条から第47条まで省略)

(訪問介護員等の員数)

第48条 (本文省略)

- (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定 夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下 この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上

(第2項省略)

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとすることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所

現 行	改正案
【新設】	(2) 指定短期入所療養介護事業所 (3) 指定特定施設 (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (6) 指定地域密着型特定施設 (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 指定介護老人福祉施設 (10) 介護老人保健施設 (11) 指定介護療養型医療施設 (12) 介護医療院 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することが
【新設】	できる。 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する オペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
【新設】	7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに 従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介 護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支 障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問 サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
(第49条から第55条まで省略)	(第49条から第55条まで省略)
(運営規程) 第56条 (本文及び第1号から第7号まで省略)	(運営規程) 第56条 (本文及び第1号から第7号まで省略)
【新設】 <u>(8)</u> (本文省略)	(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (9) (本文省略)
(勤務体制の確保等) 第57条 (第1項省略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業	(勤務体制の確保等) 第57条 (第1項省略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待するこ

所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪

問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪

問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連

携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所

の効果的な運営を期待することができる場合であって、

利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介

護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第33条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービス

<u>の事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対</u> 応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

(第4項省略)

【新設】

(地域との連携等) 第58条 (第1項省略)

【新設】

(第59条省略)

(準用)

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、<u>第</u>34条から第39条まで、第41条及び第42条の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第56条」と、同項、第20条、<u>第34条第1項及び第35条</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画

改正案

とができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、オペレーションセンターサービスについて、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

(第4項省略)

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等) 第58条 (第1項省略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(第59条省略)

(準用)

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、<u>第</u>33条の2から第39条まで及び第41条から第42条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第56条」と、同項、第20条、<u>第33条の2</u>第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定

現る

作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(第60条の2から第60条の11まで省略)

(運営規程)

第60条の12 (本文及び第1号から第9号まで省略)

【新設】

(10) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第60条の13 (第1項及び第2項省略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

【新設】

(第60条の14省略)

(非常災害対策)

第60条の15 (第1項省略)

【新設】

(衛生管理等)

第60条の16 (第1項省略)

改正案

期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第 15 条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者 (オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、第 28 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(第60条の2から第60条の11まで省略)

(運営規程)

第60条の12 (本文及び第1号から第9号まで省略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第60条の13 (第1項及び第2項省略)

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての地域密着型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(第60条の14省略)

(非常災害対策)

第60条の15 (第1項省略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第60条の16 (第1項省略)

改正案

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【新設】

【新設】

【新設】

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

(第60条の18及び第60条の19省略)

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第54条中「訪問介護員等」

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症</u> の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密 着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の 防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

(第60条の18及び第60条の19省略)

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第54条中「訪問介

とあるのは「指定地域密着型通所介護事業所の従業者」 と読み替えるものとする。

(第60条の20の2及び第60条の20の3省略)

(準用)

第60条の20の4 第10条から第14条まで、第16条から 第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から 第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60 条の4、第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を 除く。) の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業につ いて準用する。この場合において、第10条第1項中「第 32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60 条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同 じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる 従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」とい う。)」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業 者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指 定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利 用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサ ービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地 域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事 業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型 通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の 9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第2項 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域 密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第4号 中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第 21条第2項」と、同項第5号中「次条において準用する 第29条 | とあるのは「第29条 | と、同項第6号中「次 条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39 条第2項」と読み替えるものとする。

(第60条の21から第60条の33まで省略)

(運営規程)

第60条の34 (本文及び第1号から第8号まで省略)

【新設】

(9) (本文省略)

(第60条の35省略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

護員等」とあるのは「指定地域密着型通所介護事業所の 従業者」と読み替えるものとする。

(第60条の20の2及び第60条の20の3省略)

(準用)

第60条の20の4 第10条から第14条まで、第16条から 第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の <u>2</u>、第35条から第39条まで<u>第41条</u>の2、第42条、 第54条、第60条の2、第60条の4、第60条の5第4 項及び前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地 域密着型通所介護の事業について準用する。この場合に おいて、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」 とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規 程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型 地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生 型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の 2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び 第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60 条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型 通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及 び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供 する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所 介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を 利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外 のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第 60条の10第5項、第60条の13第2項から第4項まで 並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密 着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通 所介護従業者」と、第60条の19第2項第4号中「次条 において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条 第2項」と、同項第5号中「次条において準用する第29 条」とあるのは「第29条」と、同項第6号中「次条にお いて準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2 項」と読み替えるものとする。

(第60条の21から第60条の33まで省略)

(運営規程)

第60条の34 (本文及び第1号から第8号まで省略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (本文省略)

(第60条の35省略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

(第2項及び第3項省略)

(第60条の37省略)

(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19 条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39 条まで、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、 第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規 定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この 場合において、第35条中「運営規程」とあるのは「第60 条の34の重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護 従業者」と、第60条の13第2項中「地域密着型通所介 護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60 条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とある のは「指定療養通所介護について」と、「6月」とあるの は「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは 「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18 第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の 26 第4項」と読み替えるものとする。

(第61条から第64条まで省略)

(従業者の員数)

第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地 域密着型介護予防サービス等基準条例第73条第1項に 規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 をいう。次条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂 又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介 護老人福祉施設の食堂若しくは第152条第1項に規定す る共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用 者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通 所介護(以下「共用型指定認知症対応型通 所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下 第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

(第2項及び第3項省略)

(第60条の37省略)

(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19 条まで、第21条、第23条、第29条<u>第33条の2</u>、第 35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第60条 の7 (第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条 の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護 の事業について準用する。この場合において、第33条の 2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び 第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中「運 営規程」とあるのは「第60条の34の重要事項に関する 規程」と、第60条の13第2項から第4項まで並びに第 60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所 介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60 条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とある のは「指定療養通所介護について」と、「6月」とあるの は「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは 「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18 第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の 26 第4項」と読み替えるものとする。

(第61条から第64条まで省略)

(従業者の員数)

第 65 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地 域密着型介護予防サービス等基準条例第 73 条第1項に 規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 をいう。次条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂 又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介 護老人福祉施設の食堂若しくは第 152 条第1項に規定す る共同生活室において、これらの事業所又は施設(<u>第 67</u> 条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、 入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介 護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。) の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介

「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に 置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は 当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護 の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者 が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指 定地域密着型介護予防サービス等基準条例第9条第1項 に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共 用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事 業とが同一の事業所において一体的に運営されている場 合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対 応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数に ついて、第112条、第132条若しくは第153条又は指定 地域密着型介護予防サービス等基準条例第73条に規定 する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

(第2項省略)

(第66条省略)

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に<u>従事することができるものとす</u>る。

2 (第2項省略)

(第68条から第73条まで省略)

(運営規程)

第74条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

【新設】

(10) (本文省略)

(第75条から第80条まで省略)

(準用)

護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共 用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。) に置く べき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該 入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利 用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地 域密着型介護予防サービス等基準条例第9条第1項に規 定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型 指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業と が同一の事業所において一体的に運営されている場合に あっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型 通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数につい て、第112条、第132条若しくは第153条又は指定地域 密着型介護予防サービス等基準条例第 73 条に規定する 従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

(第2項省略)

(第66条省略)

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (第2項省略)

(第68条から第73条まで省略)

(運営規程)

第74条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (本文省略)

(第75条から第80条まで省略)

(準用)

改正案

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条ま で、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条ま で、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第 60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規 定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用す る。この場合において、第10条第1項中「第32条に規 定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事 項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」 と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第54 条中「訪問介護員等」とあるのは「指定認知症対応型通所 介護事業所の従業者」と、第60条の11第2項中「この 節」とあるのは「第5章第3節」と、第60条の13第2 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対 応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域 密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型通 所介護について」と、第60条の18第4項中「第60条の 5第4項 とあるのは「第64条第4項」と読み替えるも のとする。

(第82条省略)

(従業者の員数等)第83条 (第1項から第5項まで省略)

6 (本文省略)

(省略)	指定認知症対応型共同生活介	(省略)
	護事業所、指定地域密着型特	
	定施設、指定地域密着型介護	
	老人福祉施設、指定介護療養	
	型医療施設(医療法(昭和23	
	年法律第205号)第7条第2項	
	第4号に規定する療養病床を	
	有する診療所であるものに限	
	る。)又は介護医療院(以下	
	この表において「事業所等」	
	という。)	
(省略)	事業所等、指定居宅サービス	(省略)
	の事業を行う事業所、指定定	
	期巡回・随時対応型訪問介護	
	看護事業所、指定地域密着型	
	通所介護事業所、指定認知症	

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条ま で、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条 から第39条まで、第<u>41条の2</u>、第42条、第54条、第 60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13 から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所 介護の事業について準用する。この場合において、第10 条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第 74条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33 条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号 及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第54 条中「訪問介護員等」とあるのは「指定認知症対応型通所 介護事業所の従業者」と、第60条の11第2項中「この 節」とあるのは「第5章第3節」と、第60条の13第2 項から第4項まで並びに第60条の16第2項第1号及び 第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知 症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地 域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型 通所介護について」と、第60条の18第4項中「第60条 の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替える ものとする。

(第82条省略)

(従業者の員数等) 第83条 (第1項から第5項まで省略)

6 (本文省略)

(省略)	指定認知症対応型共同生活介	(省略)
	護事業所、指定地域密着型特	
	定施設、指定地域密着型介護	
	老人福祉施設、指定介護老人	
	福祉施設、介護老人保健施設	
	、指定介護療養型医療施設(
	医療法(昭和23年法律第205号	
)第7条第2項第4号に規定	
	する療養病床を有する診療所	
	であるものに限る。)又は介	
	護医療院(以下この表におい	
	て「事業所等」という。)	
(省略)	事業所等、指定居宅サービス	(省略)
	の事業を行う事業所、指定定	
	期巡回・随時対応型訪問介護	
	看護事業所、指定地域密着型	
	通所介護事業所又は指定認知	

改正案

対応型通所介護事業所、指定 介護老人福祉施設又は介護老 人保健施設

症対応型通所介護事業所

(第7項から第13項まで省略)

(管理者)

第84条 (第1項及び第2項省略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第182条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第2項、第114条、第182条第2項及び第183条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

(第85条から第87条まで省略)

(心身の状況等の把握)

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(第89条から第100条まで省略)

(運営規程)

第101条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

(第7項から第13項まで省略)

(管理者)

第84条 (第1項及び第2項省略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第182条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第3項、第114条、第182条第3項及び第183条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

(第85条から第87条まで省略)

(心身の状況等の把握)

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(第89条から第100条まで省略)

(運営規程)

第101条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

改正案

【新設】

(10) (本文省略)

(第102条及び第103条省略)

(衛生管理等)

第104条 (第1項省略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症<u>又は</u>食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

【新設】

- (1) (本文省略)
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、介 護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するこ と。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症 又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に 沿った対応を行うこと。

(第105条から第109条まで省略)

(準用)

第110条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、 第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、 第60条の11、第60条の13及び第60条の17の規定は、 指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 この場合において、第10条第1項中「第32条に規定す る運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項 に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」 と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4 節」と、第60条の13第2項中「地域密着型通所介護従 業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」 とあるのは「小規模多機能型居宅介護について」と、「6 月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通 いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」 と読み替えるものとする。

(第111条省略)

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) (本文省略)

(第102条及び第103条省略)

(衛生管理等)

第104条 (第1項省略)

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) (本文省略)
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症 又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に 沿った対応を行うこと。

(第105条から第109条まで省略)

(準用)

第110条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、 第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41 条から第42条まで、第60条の11、第60条の13及び第 60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事 業について準用する。この場合において、第10条第1項 中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条 に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の 2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び 第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条 の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、 第60条の13第2項から第4項までの規定中「地域密着 型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介 護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所 介護について」とあるのは「小規模多機能型居宅介護に ついて」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」 とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数 等の活動状況」と読み替えるものとする。

(第111条省略)

(従業者の員数)

第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者 (以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同 生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対 応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従 業者」という。) の員数は、当該事業所を構成する共同生 活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指 定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者 を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指 定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防 サービス等基準条例第73条第1項に規定する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同 じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同 生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介 護(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第72条 に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をい う。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的 に運営されている場合にあっては、当該事業所における 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 115 条 において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以 上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の 介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間 帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせ るために必要な数以上とする。

(第2項から第4項まで省略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住 居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に 係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって 第120条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計 画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専ら その職務に従事する計画作成担当者としなければならな い。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同

(従業者の員数)

第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者 (以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同 生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対 応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従 業者」という。) の員数は、当該事業所を構成する共同生 活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指 定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者 を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指 定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知 症对応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防 サービス等基準条例第73条第1項に規定する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同 じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同 生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介 護(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第72条 に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をい う。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的 に運営されている場合にあっては、当該事業所における 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 115 条 において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以 上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の 介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間 帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この 項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とす る。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所 の有する共同生活住居の数が3で、当該共同生活住居が 全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用 者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造 である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介 護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が 確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時 間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置く べき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じ て2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせる ために必要な数以上とすることができる。

(第2項から第4項まで省略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第120条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支

現 改正案 生活住居における他の職務に従事することができるもの とする。

(第6項から第8項まで省略)

【新設】

(本文省略) (本文省略) 10

(管理者)

第113条 (第1項省略)

【新設】

2 (本文省略)

(第114条省略)

第 115 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同 生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。 ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用 地の確保が困難であることその他地域の実情により指定 認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と 認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の 数を3とすることができる。

(第2項から第10項まで省略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第119条 (第1項から第8項まで省略)

9 (本文省略)

障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事 業所における他の職務に従事することができるものとす

(第6項から第8項まで省略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認 知症对応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同 生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その 他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の 経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者によ り設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所 以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当 該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認 知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの (以下この章において「本体事業所」という。) との密接 な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。) につい ては、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、 第6項の省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研 修を修了している者を置くことができる。

(本文省略)

11 (本文省略)

(管理者)

第113条 (第1項省略)

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上 支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同 生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体 事業所における共同生活住居の管理者をもって充てるこ とができる。
- 3 (本文省略)

(第114条省略)

第 115 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同 生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サ テライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっ ては、1又は2)とする。

(第2項から第10項まで省略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第119条 (第1項から第8項まで省略)

(本文省略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

10 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

【新設】

【新設】

(第120条から第122条まで省略)

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護 予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を 管理する者であってはならない。ただし、これらの事業 所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生 活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第124条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

【新設】

(7) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第125条 (第1項及び第2項省略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

改正案

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

- 10 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- (1) 外部の者による評価
- (2) 第130条において準用する第60条の17第1項に規定 する運営推進会議による評価

(第120条から第122条まで省略)

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス<u>(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)</u>、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第124条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第125条 (第1項及び第2項省略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

現 行 改正案 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定 【新設】 認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背 景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え たものにより介護従業者の就業環境が害されることを防 止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じな ければならない。 (第126条から第129条まで省略) (第126条から第129条まで省略) (準用) (準用) 第130条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、 第130条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、 第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、 第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39 第42条、第60条の11、第60条の17第1項から第4項 条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の まで、第100条、第103条、第104条及び第106条の規 17 第1 項から第4 項まで、第100条、第103条、第104 条及び第 106 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介 定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準 用する。この場合において、第10条第1項中「第32条 護の事業について準用する。この場合において、第10条 に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する 第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第 重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問 124条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33 介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条 条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号 中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの 及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 は「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」 者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項 中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の とあるのは「第7章第4節」と、第60条の17第1項中 「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対 17 第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは 「認知症対応型共同生活介護について」と、「6月」とあ 応型共同生活介護について」と、「6月」とあるのは「2 月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」 るのは「2月」と、第 100 条中「小規模多機能型居宅介 とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。 護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものと する。

(第131条から第139条まで省略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第140条 (第1項から第7項まで省略)

8 (本文省略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第9項省略)

(第141条から第146条まで省略)

(運営規程)

第147条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

(第131条から第139条まで省略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第140条 (第1項から第7項まで省略)

8 (本文省略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(第9項省略)

(第141条から第146条まで省略)

(運営規程)

第147条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

改正案

【新設】

(9) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第148条 (第1項から第3項まで省略)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

【新設】

(第149条及び第150条省略)

(進用)

第151条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(第152条省略)

(従業者の員数)

第 153 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に 置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第148条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての地域密着型特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適 切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確 保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業 者の就業環境が害されることを防止するための方針の明 確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(第149条及び第150条省略)

(進用)

第151条 第13条、第14条、第23条、第29条<u>第33条</u> <u>の2</u>、第35条から第39条まで、第41条<u>から第42条まで</u>、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と<u>第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」と</u>あるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型地所介護について」とあるのは「地域密着型特定施設人居者生活介護について」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(第152条省略)

(従業者の員数)

第 153 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他</u>

現 行 改正案

(第1号から第3号まで省略)

(4) 栄養士 1以上

(第5号及び第6号省略)

(第2項省略)

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者 は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設の職務に従事する者でなければならない。

(第4項から第7項まで省略)

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、 作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士 (病床数 100 以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に 限る。)
- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

(第9項から第12項まで省略)

13 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通 所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第91条第1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入 所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又 は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所 若しくは指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型 の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(第5号及び第6号省略)

(第2項省略)

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入</u>居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(第4項から第7項まで省略)

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかか わらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士<u>若</u> しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該 サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われる と認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理</u> 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士<u>若しくは管理</u> <u>栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又 は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>(病床数 100 以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- (4) 介護医療院 栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員

(第9項から第12項まで省略)

13 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通 所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第91条第1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入 所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又 は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所 若しくは指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型

通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第14項から第17項まで省略)

(設備)

第 154 条 (本文省略)

(1) ユニット

ア居室

((ア)省略)

- (4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下</u> としなければならない。
- (ウ) 一の居室の<u>床面積等</u>は、<u>次のいずれかを満たすこ</u> と。
- a 10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし 書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。
- b ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修 したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一 定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を 確保すること。

((エ)省略)

(イからエまで省略)

(第2号から第5号まで省略)

(第2項省略)

(第155条から第158条まで省略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱 方針)

第159条 (第1項から第9項まで省略)

- 10 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号まで省略)

改正案

通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第14項から第17項まで省略)

(設備)

第 154 条 (本文省略)

(1) ユニット

ア居室

((ア)省略)

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむ</u> ね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) 一の居室の<u>床面積</u>は、<u>10.65 平方メートル以上とする</u> こと。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方 メートル以上とすること。

(削除)

(削除)

((江)省略)

(イからエまで省略)

(第2号から第5号まで省略)

(第2項省略)

(第155条から第158条まで省略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱 方針)

第159条 (第1項から第9項まで省略)

- 10 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号まで省略)

現 行 改正案

(第11項省略)

(地域密着型施設サービス計画の作成) 第160条 (第1項から第5項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(第7項から第12項まで省略)

(第161条から第165条まで省略)

【新設】

【新設】

(第166条から第169条まで省略)

(運営規程)

第170条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

【新設】

(9) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第171条 (第1項から第3項まで省略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し

(第11項省略)

(地域密着型施設サービス計画の作成) 第160条 (第1項から第5項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族(以下この号において「入居者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。)をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(第7項から第12項まで省略)

(第161条から第165条まで省略)

(栄養管理)

第 165 条の 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第 165 条の3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(第166条から第169条まで省略)

(運営規程)

第170条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第171条 (第1項から第3項まで省略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業

現 行 改正案

なければならない。

新設

(第172条省略)

(衛生管理等)

第173条 (第1項省略)

2 (本文省略)

(1) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に おける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため の対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催 するとともに、その結果について、介護職員その他の従 業者に周知徹底を図ること。

(第2号省略)

- (3) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に おいて、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食 中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実 施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(第174条から第176条まで省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応) 第177条 (本文及び第1号及び第2号省略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する 研修を定期的に行うこと。

【新設】

者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切 な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(第172条省略)

(衛生管理等)

第173条 (第1項省略)

- 2 (本文省略)
- (1) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号省略)

- (3) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中毒<u>の発生</u>が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(第174条から第176条まで省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応) 第177条 (本文及び第1号及び第2号省略)

- (3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対 する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者

(第2項から第4項まで省略)

(第178条省略)

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、 第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60 条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4 項までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福 祉施設について準用する。この場合において、第10条第 1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、 第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行わ れていない等の場合であって必要と認めるときは、要介 護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業 者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第 9章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通 所介護について」とあるのは「地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

(第180条省略)

(従業者の員数等)

第181条 (第1項から第10項まで省略)

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に 係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護 計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなけれ ばならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処 遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げ る施設等の職務に従事することができる。

(第12項から第14項まで省略)

(第182条から第191条まで省略)

(準用)

第192条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、 第29条、第35条から第39条まで、第41条<u>、第42条</u>、 第60条の11、第60条の13、第60条の17、第88条か を置くこと。

(第2項から第4項まで省略)

(第178条省略)

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、 第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第 41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15及び第 60条の17第1項から第4項までの規定は、ユニット型 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。こ の場合において、第10条第1項中「第32条に規定する 運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に 関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第 1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」 と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」 と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して 行われていない等の場合であって必要と認めるときは、 要介護認定 | とあるのは「要介護認定 | と、第60条の11 第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60 条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とある のは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につ いて」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるもの とする。

(第 180 条省略)

(従業者の員数等)

第181条 (第1項から第10項まで省略)

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に 係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護 計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなけれ ばならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処 遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲 げる施設等の職務に従事することができる。

(第12項から第14項まで省略)

(第182条から第191条まで省略)

(準用)

第192条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、 第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41 ら第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第192条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の 11 第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、 第60条の13第2項中「地域密着型通所介護従業者」と あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあ るのは「指定看護小規模多機能型居宅介護について」と、 「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは 「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状 況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第181 条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型 居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅 介護従業者」と、第108条中「第83条第6項」とあるの は「第181条第7項各号」と読み替えるものとする。

(第193条省略)

【新設】

条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60 条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条 まで、第98条、第99条、第101条から第106条まで及 び第 108 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護 の事業について準用する。この場合において、第10条第 1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第192 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関す る規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項 並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多 機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「こ の節」とあるのは「第10章第4節」と、第60条の13第 2項から第4項までの規定中「地域密着型通所介護従業 者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護につい て」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護につ いて」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」と あるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等 の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるの は「第181条第13項」と、第90条及び第98条中「小規 模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多 機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第83条第6項」 とあるのは「第181条第7項各号」と読み替えるものと する。

(第 193 条省略)

(電磁的記録等)

- 第 194 条 指定地域密着型サービス事業者は、作成、保存 その他これらに類する行為のうち、この条例において書 面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ の他文字、図形等人の知覚によって認識することができ る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この 条において同じ。) で行うことが規定されているもの又は 想定されるもの (第13条第1項 (第60条、第60条の 20、第60条の20の4、第60条の38、第81条、第110 条、第130条、第151条、第179条及び第192条におい て準用する場合を含む。)、第117条第1項、第138条第 1項及び第157条第1項並びに次項に規定するものを除 く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって は認識することができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい う。) により行うことができる。
- 2 指定地域密着型サービス事業者は、交付、説明、同意、 承諾、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代

現 行	改 正 案
(禾仁)	えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。
(委任) <u>第 194 条</u> (本文省略)	(委任) <u>第 195 条</u> (本文省略)

改正案

横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例

平成26年9月25日横浜市条例第51号

(目次第4章まで省略)

第5章 雑則(第33条) 附則

(第1条及び第2条省略)

(基本方針)

第3条 (第1項から第4項まで省略)

【新設】

【新設】

(第4条及び第5条省略)

(管理者)

第6条 (第1項省略)

2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員(介護 保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条 の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をい う。)でなければならない。

(第3項省略)

(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (第1項省略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービ

横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例

平成26年9月25日横浜市条例第51号

(目次第4章まで省略)

第5章 雑則 (第33条<u>•第34条</u>) 附則

(第1条及び第2条省略)

(基本方針)

第3条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐 待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、 その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなけ ればならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(第4条及び第5条省略)

(管理者)

第6条 (第1項省略)

2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。以下この項において同じ。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

(第3項省略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (第1項省略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービ

ス等事業者等を紹介するよう求めることができること等 につき説明を行い、理解を得なければならない。

(第3項から第8項まで省略)

(第8条から第15条まで省略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第16条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、当該利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(第10号から第18号まで省略)

(18) の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画<u>に厚生労働大臣</u>が定める回数以上の訪問介護<u>(厚生労働大臣</u>が定めるものに限る。以下同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

改正案

ス等事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(第3項から第8項まで省略)

(第8条から第15条まで省略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第16条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専 門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその 家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位 置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」と いう。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情 報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用 して行うことができるものとする。ただし、利用者又はそ の家族(以下この号において「利用者等」という。) が参 加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について 当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以 下同じ。) の開催により、当該利用者の状況等に関する情 報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の 原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意 見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍 の患者に限る。) の心身の状況等により、主治の医師又は 歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案 して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場 合については、担当者に対する照会等により意見を求める ことができるものとする。

(第10号から第18号まで省略)

(18) の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画<u>に指定居</u> 宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「省令」という。)の規定に より厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護<u>(省令の</u> 規定により厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同 じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を 検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由 を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に

現 行	改 正 案
光 1」	
	届け出なければならない。
【新設】	(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が省令の規定により厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
	(第 19 号から第 27 号まで省略)
(第19号から第27号まで省略)	(第17条から第20条まで省略)
(第17条から第20条まで省略)	(運営規程)
(運営規程)	第21条 (本文及び第1号から第5号まで省略)
第21条 (本文及び第1号から第5号まで省略)	(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) (本文省略)
(新設)	(#174 H-411 0.74/II)
(<u>6)</u> (本文省略)	(勤務体制の確保) 第22条 (第1項から第3項まで省略)
(勤務体制の確保)	
第22条 (第1項から第3項まで省略) 【新設】	4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援 の提供を確保する観点から、職場において行われる性的 な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務 上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門 員の就業環境が害されることを防止するための方針の明 確化その他の必要な措置を講じなければならない。
【新設】	(業務継続計画の策定等) 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、
【新設】	業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及 び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の 見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

現 行	改正案
【新設】	(第 23 条及び第 24 条省略)
(第 23 条及び第 24 条省略)	<u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u> 第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介
【新設】	護支援事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防
【新設】	及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
	(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防 及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門
【新設】	量に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及 び訓練を定期的に実施すること。
【新設】	(掲示) 第 25 条 (第 1 項省略)
(掲示) 第 25 条 (第 1 項省略)	2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項 を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるこ
【新設】	とにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (第 26 条から第 30 条まで省略)
	(寿 20 朱がら弟 30 朱よく省略) (虐待の防止)
(第26条から第30条まで省略)	第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又は その再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなけれ
【新設】	ばならない。 (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。)を定期的に開催すると
【新設】	ともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を 図ること。 (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止の
【新設】	ための指針を整備すること。 (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門 員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するこ
【新設】	と。(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
【新設】	(第 31 条及び第 32 条省略)
(第 31 条及び第 32 条省略)	_(電磁的記録等) 第33条 指定居宅介護支援事業者は、作成、保存その他こ

新旧対照表(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防 サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例)

現 行

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、 指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法等の基準に関する条例

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 78 号

(目次第14章まで省略)

第 15 章 雑則 (第 247 条) 附則

(第1条及び第2条省略)

(指定介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 (第1項及び第2項省略)

【新設】

【新設】

(第4条から第49条まで省略)

(運営規程)

第50条 (本文及び第1号から第7号まで省略)

【新設】

(8) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第50条の2 (第1項及び第2項省略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予 防訪問入浴介護事業所の従業者の資質の向上のために、 その研修の機会を確保しなければならない。

【新設】

改正案

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、 指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法等の基準に関する条例

平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 78 号

(目次第14章まで省略)

第 15 章 雑則 (第 247 条<u>•第 248 条</u>) 附則

(第1条及び第2条省略)

(指定介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 (第1項及び第2項省略)

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、 虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、 その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(第4条から第49条まで省略)

(運営規程)

第50条 (本文及び第1号から第7号まで省略)

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第50条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防訪問入浴介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護 予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場にお いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした

現 行	改正案
	言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに より介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害される ことを防止するための方針の明確化その他の必要な措置 を講じなければならない。
【新設】	(業務継続計画の策定等) 第50条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
【新設】	2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入 浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知すると ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければ ならない。
【新設】	3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(衛生管理等) 第 50 条の 3 (第 1 項及び第 2 項省略)	(衛生管理等) 第50条の3 (第1項及び第2項省略)
【新設】	3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
【新設】	(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
【新設】	(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染 症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
【新設】	(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
(掲示) 第 50 条の 4 (第 1 項省略)	(掲示) 第 50 条の 4 (第 1 項省略)
【新設】	2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する 重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介 護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自 由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代

770 /-	7/. 7 /7
現 行	改正案
	<u>えることができる。</u>
(第50条の5から第50条の8まで省略)	(第50条の5から第50条の8まで省略)
(地域との <u>連携</u>)	(地域との <u>連携等</u>)
第50条の9 (第1項省略)	第50条の9 (第1項省略)
【新設】	2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。
(第50条の10省略)	(第50条の10省略)
【新設】	(虐待の防止) 第 50 条の 10 の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措 置を講じなければならない。
【新設】	(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
【新設】	(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待
【新設】	の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
【新設】	<u>修を足勢的に実施すること。</u> (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 <u>を置くこと。</u>
(第50条の11から第63条まで省略)	(第50条の11から第63条まで省略)
(運営規程) 第64条 (本文及び第1号から第6号まで省略)	(運営規程) 第64条 (本文及び第1号から第6号まで省略)
【新設】 <u>(7)</u> (本文省略)	(7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) (本文省略)
【新設】 【本記】	(勤務体制の確保等) 第64条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。
【新設】	2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看 護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看 護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければ

改正案

【新設】

【新設】

(第65条省略)

(準用)

第66条 第46条の2、第46条の3、第46条の5から第46条の7まで、第46条の9から第46条の13まで、第47条の2、第47条の3、第49条及び<u>第50条の2</u>から第50条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第64条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(第67条から第73条まで省略)

(運営規程)

第74条 (本文及び第1号から第5号まで省略)

【新設】

(6) (本文省略)

(第75条省略)

(準用)

第76条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の9から第46条の13まで、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の2から第50条の5まで、第50条の7から第50条の11まで及び第60条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第74条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

ならない。

- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防 訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(第65条省略)

(準用)

第66条 第46条の2、第46条の3、第46条の5から第46条の7まで、第46条の9から第46条の13まで、第47条の2、第47条の3、第49条及び第50条の2の2から第50条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第64条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(第67条から第73条まで省略)

(運営規程)

第74条 (本文及び第1号から第5号まで省略)

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) (本文省略)

(第75条省略)

(準用)

第76条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の9から第46条の13まで、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の2の2から第50条の5まで、第50条の7から第50条の11まで、第60条及び第64条の2の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第74条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第64条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

改正案

(第77条省略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第78条 (本文省略)

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第113条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(第2号から第14号まで省略)

(第79条から第82条まで省略)

(運営規程)

第83条 (本文及び第1号から第5号まで省略)

【新設】

(6) (本文省略)

(第84条省略)

(準用)

第85条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の10、 第46条の12、第46条の13、第47条の2、第47条の 3、第49条、<u>第50条の2</u>から第50条の5まで、第50 条の7から第50条の11まで<u>及び第60条</u>の規定は、指定 介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。こ の場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介 護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業 者」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第 83条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状 (第77条省略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第78条 (本文省略)

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当た っては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又 はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議 (次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画 又は第113条第2号に規定する介護予防通所リハビリテ ーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参 加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支 援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サー ビス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等 (法第8条の2第 16 項に規定する指定介護予防サービ ス等をいう。) の担当者その他の関係者(以下「構成員」 という。) により構成される会議 (テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。ただし、利用者又 はその家族(以下この号において「利用者等」という。) が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用に ついて当該利用者等の同意を得なければならない。)を いう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用 者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者 の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(第2号から第14号まで省略)

(第79条から第82条まで省略)

(運営規程)

第83条 (本文及び第1号から第5号まで省略)

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) (本文省略)

(第84条省略)

(準用)

第85条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の10、 第46条の12、第46条の13、第47条の2、第47条の 3、第49条、<u>第50条の2の2</u>から第50条の5まで、第 50条の7から第50条の11まで<u>、第60条及び第64条の</u> 2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護 予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療 養管理指導従業者」と、第46条の2第1項中「第50条」 とあるのは「第83条」と、第46条の7中「の状況」と

況、病歴、服薬歴」と、第46条の12中「初回訪問時及 び利用者」とあるのは「利用者」と、第50条の3第2項 中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設 備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(第86条省略)

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第87条 (第1項省略)

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第1号省略)

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対 し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指 導又は説明を行う。

(第3号省略)

【新設】

【新設】

【新設】

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居 宅療養管理指導の内容について、速やかに<u>診療記録</u>を作 成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとす る。

【新設】

改正案

あるのは「の状況、病歴、服薬歴」と、第46条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第64条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(第86条省略)

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第87条 (第1項省略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第1号省略)

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対 し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指 導又は説明を行うものとする。

(第3号省略)

- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要 があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介 護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予 防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護 予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に 必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加に よることが困難な場合については、介護予防支援事業者 又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情 報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わな ければならない。
- (7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居 宅療養管理指導の内容について、速やかに<u>記録</u>を作成す るとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。
- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

現 行	改正案
【新設】	(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の 維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資する よう、妥当かつ適切に行うものとする。 (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対
【新設】	し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。 (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供するものとする。 (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。
(第88条から第107条まで省略) (運営規程) 第108条 (本文及び第1号から第8号まで省略)	(第88条から第107条まで省略) (運営規程) 第108条 (本文及び第1号から第8号まで省略)
第108条 (本文及び第1号が6第8号まで省略) 【新設】 (<u>9</u>) (本文省略)	(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) (本文省略)
(勤務体制の確保等) 第108条の2 (第1項及び第2項省略)	(勤務体制の確保等) 第 108 条の 2 (第 1 項及び第 2 項省略)
3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者の 資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ ならない。 【新設】	3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者の 資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ ならない。この場合において、当該指定介護予防通所リ ハビリテーション事業者は、看護師、准看護師、介護福祉 土、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で 定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除 く全ての介護予防通所リハビリテーション従業者に対 し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために 必要な措置を講じなければならない。 4 指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保す る観点から、職場において行われる性的な言動又は優越 的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当 な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための 方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならな い。
(第 108 条の 3 省略)	(第 108 条の 3 省略)
(非常災害対策) 第 108 条の 4 (第 1 項省略)	(非常災害対策) 第 108 条の 4 (第 1 項省略)

現 行 改正案

【新設】

(衛生管理等)

第109条 (第1項省略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該 指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感 染症が発生し、及びまん延しないように<u>必要な措置を講</u> ずるよう努めなければならない。

【新設】

【新設】

【新設】

(第110条省略)

(準用)

第111条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の9から第46条の11まで、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第50条の4、第50条の5、第50条の7から第50条の11まで及び第60条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(第112条から第116条まで省略)

(従業者の員数)

第117条 (第1項から第4項まで省略)

5 第1項第2号の生活相談員<u>並びに</u>同項第3号の介護職員<u>及び看護職員のそれぞれのうち1人</u>は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項 に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得 られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第109条 (第1項省略)

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該 指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感 染症が発生し、及びまん延しないように<u>次に掲げる措</u> 置を講じなければならない。
- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所に おける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検 討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催す るとともに、その結果について、介護予防通所リハビリ テーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所に おける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整 備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所に おいて、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を 定期的に実施すること。

(第110条省略)

(準用)

第 111 条 第 46 条の 2 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9 から第 46 条の 11 まで、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 50 条の 2 の 2、第 50 条の 4、第 50 条の 5、第 50 条の 7 から第 50 条の 11 まで及び第 60 条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 108 条」と、第 46 条の 7 中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(第112条から第116条まで省略)

(従業者の員数)

第117条 (第1項から第4項まで省略)

5 第1項第2号の生活相談員<u>のうち1人以上及び</u>同項第 3号の介護職員<u>又は看護職員のうち1人以上</u>は、常勤で なければならない。ただし、利用定員が20人未満である

業所の場合にあっては、この限りでない。

【新設】

- 6 (本文省略)
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第135条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 8 (本文省略)
- 9 (本文省略)

(第118条及び第119条省略)

(設備及び備品等)

第120条 (本文及び第1号省略)

- (2) (本文省略)
- ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 132 条において準用する<u>第 108 条の4</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 第 132 条において準用する<u>第 108 条の4</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ省略)

(第2項から第8項まで省略)

(第121条から第125条まで省略)

(運営規程)

第126条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

【新設】

(9) (本文省略)

改正案

併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及 び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3 号の規定により看護職員を配置しなかった場合であって も、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、 診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事 業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老 人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を 確保することとする。
- 7 (本文省略)
- 8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 9 (本文省略)
- 10 (本文省略)

(第118条及び第119条省略)

(設備及び備品等)

第120条 (本文及び第1号省略)

- (2) (本文省略)
- ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を 管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 132 条にお いて準用する<u>第 108 条の4第1項</u>に規定する計画に利用 者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を 定めること。
- イ 第 132 条において準用する<u>第 108 条の4第1項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ省略)

(第2項から第8項まで省略)

(第121条から第125条まで省略)

(運営規程)

第126条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) (本文省略)

改正案

(第127条及び第128条省略)

(第127条及び第128条省略)

(衛生管理等)

第129条 (第1項省略)

- 2 (本文省略)
- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策 を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催すると ともに、その結果について、当該指定介護予防短期入所 生活介護事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号省略)

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に対 し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための 研修を定期的に実施すること。

(第130条及び第131条省略)

(準用)

第 132 条 第 46 条の 3 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9、第 46 条の 10、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 4 から第 50 条の 8 まで、第 50 条の 11、第 108 条の 2 及び第 108 条の 4 の規定は、指定 介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 50 条の 4 中「介護予防訪問入浴介護 従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 108 条の 2 第 2 項中「介護予防通期入所生活介護 従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護 従業者」と読み替えるものとする。

(第133条から第142条まで省略)

(設備及び備品等)

第143条 (本文及び第1号省略)

- (2) (本文省略)
- ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所 の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 149条において準用する第132条において準用する<u>第108</u> 条の4に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を

(衛生管理等)

第129条 (第1項省略)

- 2 (本文省略)
- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策 を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、当該指定介護予防 短期入所生活介護事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号省略)

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に対 し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための 研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 を定期的に実施すること。

(第130条及び第131条省略)

(準用)

第132条 第46条の3から第46条の7まで、第46条の9、第46条の10、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の2の2、第50条の4から第50条の8まで、第50条の10の2、第50条の11、第108条の2及び第108条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(第133条から第142条まで省略)

(設備及び備品等)

第143条 (本文及び第1号省略)

- (2) (本文省略)
- ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所 の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 149条において準用する第132条において準用する<u>第108</u> 条の4第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な

確保するために必要な事項を定めること。

イ 第 149 条において準用する第 132 条において準用する <u>第 108 条の4</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定す る計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ省略)

(第2項から第5項まで省略)

- 6 (本文省略)
- (1) ユニット
- ア居室

((ア)省略)

- (4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定 介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介 護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利 用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事 業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居 宅サービス等基準条例第160条第1項に規定するユニッ ト型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。) の 指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期 入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護 の事業(指定居宅サービス等基準条例第158条に規定す るユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下 同じ。) とが同一の事業所において一体的に運営されて いる場合については、指定介護予防短期入所生活介護及 び指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第148 条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節におい て同じ。) は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

((江)省略)

(イからエまで省略)

(第2号省略)

(第7項及び第8項省略)

(第144条及び第145条省略)

(運営規程)

第146条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

改正案

避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第 149 条において準用する第 132 条において準用する 第 108 条の4第1項に規定する訓練については、<u>同項</u>に 規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ省略)

(第2項から第5項まで省略)

- 6 (本文省略)
- (1) ユニット

ア居室

((ア)省略)

- (4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定 介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介 護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利 用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事 業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居 宅サービス等基準条例第 160 条第1項に規定するユニッ ト型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。) の 指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期 入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護 の事業(指定居宅サービス等基準条例第158条に規定す るユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下 同じ。) とが同一の事業所において一体的に運営されて いる場合については、指定介護予防短期入所生活介護及 び指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第148 条において同じ。) の数の上限をいう。以下この節におい て同じ。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人 を超えないものとする。
- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

((江)省略)

(イからエまで省略)

(第2号省略)

(第7項及び第8項省略)

(第144条及び第145条省略)

(運営規程)

第146条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

改正案

【新設】

(10) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第147条 (第1項から第3項まで省略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し なければならない。

【新設】

(第148条から第154条の3まで省略)

(進用)

第154条の4 第46条の3から第46条の7まで、第46条 の9、第46条の10、第46条の13、第47条の2、第47 条の3、第49条、第50条の4から第50条の8まで、第 50条の11、第108条の2、第108条の4、第116条及び 第118条並びに第4節(第132条を除く。)及び第5節 の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業につ いて準用する。この場合において、第50条の4中「介護 予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防 短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型 介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第 108 条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション 従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護 従業者」と、第121条第1項及び第125条中「介護予防 短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防 短期入所生活介護従業者」と、第131条第1項第1号中 「次条において準用する第108条の2第1項」とあるの は「第108条の2第1項」と、同条第2項第3号中「次 条において準用する第46条の13第2項」とあるのは「第 46条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用 する第47条の3」とあるのは「第47条の3」と、同項 第5号中「次条において準用する第50条の8第2項」と

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第147条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し なければならない。この場合において、当該ユニット型 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護師、准看 護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規 定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに 類する者を除く全ての介護予防短期入所生活介護従業者 に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた めに必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供 を確保する観点から、職場において行われる性的な言動 又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要 かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生 活介護従業者の就業環境が害されることを防止するため の方針の明確化その他の必要な措置を講じなければなら ない。

(第148条から第154条の3まで省略)

(準用)

第154条の4 第46条の3から第46条の7まで、第46条 の9、第46条の10、第46条の13、第47条の2、第47 条の3、第49条、第50条の2の2、第50条の4から第 50条の8まで、第50条の10の2、第50条の11、第108 条の2、第108条の4、第116条及び第118条並びに第 4節(第132条を除く。)及び第5節の規定は、共生型 介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。こ の場合において、第50条の2の2第2項、第50条の4 第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号中「介 護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予 防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生 型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第 108 条の2第2項から第4項までの規定中「介護予防通 所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護 予防短期入所生活介護従業者」と、第121条第1項及び 第 125 条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とある のは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 131 条第1項第1号中「次条において準用する第 108 条 の2第1項 とあるのは「第108条の2第1項」と、同 条第2項第3号中「次条において準用する第46条の13 第2項」とあるのは「第46条の13第2項」と、同項第

あるのは「第50条の8第2項」と読み替えるものとする。

(第155条から第160条まで省略)

(運営規程)

第161条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

【新設】

(7) (本文省略)

(第162条及び第163条省略)

(準用)

第 164 条 第 46 条の 3 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9、第 46 条の 10、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 4、第 50 条の 5、第 50 条の 7、第 50 条の 8、第 50 条の 11、第 108 条の 2、第 108 条の 4、第 121 条、第 122 条第 2 項及び第 128 条から第 130 条までの規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 50 条の 4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 108 条の 2 第 2 項中「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 121 条第 1 項中「第 126 条」とあるのは「第 161 条」と、「介護予防短期入所療養介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(第165条及び第166条省略)

(診療の方針)

第 167 条 (本文及び第 1 号省略)

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

(第3号から第7号まで省略)

(第168条から第175条まで省略)

(運営規程)

改正案

4号中「次条において準用する第47条の3」とあるのは「第47条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第50条の8第2項」とあるのは「第50条の8第2項」と読み替えるものとする。

(第155条から第160条まで省略)

(運営規程)

第161条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

<u>(8)</u> (本文省略)

(第162条及び第163条省略)

(準用)

第164条 第46条の3から第46条の7まで、第46条の 9、第46条の10、第46条の13、第47条の2、第47条 の3、第49条、第50条の2の2、第50条の4、第50 条の5、第50条の7、第50条の8、第50条の10の2、 第50条の11、第108条の2、第108条の4、第121条、 第122条第2項及び第128条から第130条までの規定は、 指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用す る。この場合において、第50条の2の2第2項、第50条 の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号中 「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防 短期入所療養介護従業者」と、第108条の2第2項から 第4項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション 従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」 と、第 121 条第 1 項中「第 126 条」とあるのは「第 161 条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは 「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるもの とする。

(第165条及び第166条省略)

(診療の方針)

第167条 (本文及び第1号省略)

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うものとする。

(第3号から第7号まで省略)

(第168条から第175条まで省略)

(運営規程)

現 行	改正案
第176条 (本文及び第1号から第6号まで省略)	第176条 (本文及び第1号から第6号まで省略)
【新設】 <u>(7)</u> (本文省略)	(7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) (本文省略)
(勤務体制の確保等) 第177条 (第1項から第3項まで省略)	(勤務体制の確保等) 第177条 (第1項から第3項まで省略)
4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し なければならない。	4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
(第 178 条から第 193 条まで省略)	(第 178 条から第 193 条まで省略)

(身体的拘束等の禁止)

第194条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(運営規程)

第195条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

【新設】

(9)(本文省略)

(勤務体制の確保等)

(身体的拘束等の禁止)

第194条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 (本文省略)
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの とする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果 について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ と。

(第2号及び第3号省略)

(運営規程)

第195条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10)(本文省略)

(勤務体制の確保等)

第196条 (第1項から第3項まで省略)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該 指定介護予防特定施設の従業者の資質の向上のために、 その研修の機会を確保しなければならない。

【新設】

(第197条から第199条まで省略)

(準用)

第200条 第46条の5、第46条の6、第47条の2から第49条まで、第50条の4から第50条の8まで、第50条 の10、第50条の11、第108条の4及び第129条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第48条及び第50条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(第201条から第213条まで省略)

(運営規程)

第214条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

【新設】

<u>(10)</u> (本文省略)

(第215条及び第216条省略)

(準用)

第 217 条 第 46 条の 5、第 46 条の 6、第 47 条の 2 から第 49 条まで、第 50 条の 4 から<u>第 50 条の 8 まで、第 50 条の 10、</u>第 50 条の 11、第 108 条の 4、第 129 条、第 190 条、第 192 条から第 194 条まで及び第 196 条から第 198 条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合

改正案

第196条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該 指定介護予防特定施設の従業者の資質の向上のために、 その研修の機会を確保しなければならない。この場合に おいて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業 者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有 する者その他これに類する者を除く全ての介護予防特定 施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受 講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(第197条から第199条まで省略)

(準用)

第200条 第46条の5、第46条の6、第47条の2から第49条まで、第50条の2の2、第50条の4から第50条の11まで(第50条の9第2項を除く。)、第108条の4及び第129条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第48条、第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(第201条から第213条まで省略)

(運営規程)

第214条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (本文省略)

(第215条及び第216条省略)

(準用)

第217条 第46条の5、第46条の6、第47条の2から第49条まで、第50条の2の2、第50条の4から第50条の11まで(第50条の9第2項を除く。)、第108条の4、第129条、第190条、第192条から第194条まで及び第196条から第198条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業につい

において、第48条中「介護予防訪問入浴介護従業者」と あるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第50条 の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部 サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第50条の 6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指 定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」 と、第192条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生 活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第196条 第1項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」 とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第2項中「指 定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基 本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設 入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み 替えるものとする。

(第218条から第224条まで省略)

(運営規程)

第225条 (本文及び第1号から第5号まで省略)

【新設】

(6) (本文省略)

(第 226 条及び第 227 条省略)

(衛生管理等)

第228条 (第1項から第5項まで省略)

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

(掲示及び目録の備付け) 第229条 (第1項省略)

て準用する。この場合において、第48条、第50条の2 の2第2項並びに第50条の10の2第1号及び第3号中 「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護 予防特定施設の従業者」と、第50条の4第1項中「介護 予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利 用型介護予防特定施設従業者」と、第50条の6中「指定 介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予 防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第192 条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」 とあるのは「基本サービスを」と、第196条第1項及び 第5項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」 とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第2項中「指 定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基 本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設 入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み 替えるものとする。

(第218条から第224条まで省略)

(運営規程)

第225条 (本文及び第1号から第5号まで省略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (本文省略)

(第226条及び第227条省略)

(衛生管理等)

第228条 (第1項から第5項まで省略)

- 6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予 防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、及びま ん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
- (1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染 症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するこ と。
- (3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉 用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止 のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第 229 条 (第 1 項省略)

改正案

【新設】

2 (本文省略)

(第230条省略)

(準用)

第231条 第46条の2から第46条の13まで、第47条の 2、第47条の3、第49条、第50条の5から第50条の 11まで並びに第108条の2第1項及び第2項の規定は、 指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。こ の場合において、第46条の2第1項中「第50条」とあ るのは「第225条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」 とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第46条の4中「以 下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用 具の種目」と、第46条の8第2項中「指導」とあるのは 「相談又は助言」と、第46条の12中「介護予防訪問入 浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及 び利用者」とあるのは「利用者」と、第46条の13第1 項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終 了日並びに種目及び品名」と、第47条の2中「内容」と あるのは「種目、品名」と、第108条の2第2項中「介 護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「従 業者」と、同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービス の利用」と読み替えるものとする。

(第232条から第242条まで省略)

(準用)

第243条 第46条の2から第46条の8まで、第46条の10から第46条の12まで、第47条の3、第49条、第50条の3、第50条の5から第50条の11まで、<u>第108条の2第1項及び第2項</u>、第225条から第227条まで並びに第229条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第243条において準用する第225条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第46条の4中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第46条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第46条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「利用者」と、第50条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるの

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 (本文省略)

(第230条省略)

(準用)

第231条 第46条の2から第46条の13まで、第47条の 2、第47条の3、第49条、第50条の2の2、第50条 の5から第50条の11まで並びに第108条の2第1項、 第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与 の事業について準用する。この場合において、第46条の 2第1項中「第50条」とあるのは「第225条」と、同項、 第50条の2の2第2項並びに第50条の10の2第1号及 び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは 「福祉用具専門相談員」と、第46条の4中「以下同じ。)」 とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」 と、第46条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は 助言」と、第46条の12中「介護予防訪問入浴介護従業 者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」 とあるのは「利用者」と、第46条の13第1項中「提供 日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並び に種目及び品名」と、第47条の2中「内容」とあるのは 「種目、品名」と、第108条の2第2項及び第4項中「介 護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福 祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書中「処遇」と あるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(第232条から第242条まで省略)

(準用)

第243条第46条の2から第46条の8まで、第46条の10から第46条の12まで、第47条の3、第49条<u>第50条の2の2</u>、第50条の3、第50条の5から第50条の11まで、第108条の2第1項、第2項及び第4項、第225条から第227条まで並びに第229条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第243条において準用する第225条」と、<u>同項、第50条の2の2第2項、第50条の3第3項第1号及び第3号並びに第50条の10の2第1号及び第3号中</u>「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第46条の4中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第46条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第46条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とある

現

は「従業者」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第108条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「<u>従業者」と、同項ただし書</u>中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第225条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、<u>第226条第1項及び第227条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第229条第2項</u>中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(第244条から第246条まで省略)

【新設】

【新設】

(委任)

第 247 条 (本文省略)

改正案

のは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第50条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第108条の2第2項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第225条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第226条第1項中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第227条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第229条第3項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(第244条から第246条まで省略)

(電磁的記録等)

- 第247条 指定介護予防サービス事業者は、作成、保存そ の他これらに類する行為のうち、この条例において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その 他文字、図形等人の知覚によって認識することができる 情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。) で行うことが規定されているもの又は 想定されるもの (第46条の5第1項 (第66条、第76条、 第85条、第111条、第132条 (第149条において準用す る場合を含む。)、第 154 条の 4、第 164 条(第 179 条 において準用する場合を含む。)、第200条、第217条、 第 231 条及び第 243 条において準用する場合を含む。) 及び第192条第1項(第217条において準用する場合を 含む。) 並びに次項に規定するものを除く。) について は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方 式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること ができない方式で作られる記録であって、電子計算機に よる情報処理の用に供されるものをいう。) により行う ことができる。

(委任)

第 248 条 (本文省略)

新旧対照表(横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法 等の基準に関する条例)

現 行

改正案

横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 平成24年12月28日横浜市条例第79号

(目次第5章まで省略)

第6章 雑則(第93条) 附則

(第1条及び第2条省略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 (第1項及び第2項省略)

【新設】

【新設】

(第4条から第8条まで省略)

(従業者の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準等条例第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準等条例第152条第1項に規定する指定地域密着型サービス基準等条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型

横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 平成24年12月28日横浜市条例第79号

(目次第5章まで省略)

第6章 雑則 (第93条<u>•第94条</u>) 附則

(第1条及び第2条省略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 (第1項及び第2項省略)

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の 措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域 密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他 必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなけ ればならない。

(第4条から第8条まで省略)

(従業者の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準等条例第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準等条例第152条第1項に規定する指定地域密着型サービス基準等条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第11条第1項ただし書において「本体事業所等」という。)の利用者、

通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業 を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、 当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型 指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サー ビス基準等条例第 65 条第1項に規定する共用型指定認 知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を 併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項 に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以 下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営 されている場合にあっては、当該事業所における共用型 指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知 症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を 合計した数について、第73条又は指定地域密着型サービ ス基準等条例第 112 条、第 132 条若しくは第 153 条の規 定を満たすために必要な数以上とする。

(第2項省略)

(利用定員等)

第10条 (第1項省略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅 介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護 予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護 保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法 等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則 第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有する ものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48 条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をい う。第45条第6項において同じ。)の運営(同条第7項 において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務

入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応 型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護」という。) の事業を行う者(以下「共用型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業者」という。) が当該事 業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、 当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型 指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サー ビス基準等条例第 65 条第1項に規定する共用型指定認 知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を 併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項 に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以 下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営 されている場合にあっては、当該事業所における共用型 指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知 症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を 合計した数について、第73条又は指定地域密着型サービ ス基準等条例第 112 条、第 132 条若しくは第 153 条の規 定を満たすために必要な数以上とする。

(第2項省略)

(利用定員等)

第10条 (第1項省略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅 介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護 予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護 保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法 等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則 第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有する ものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をい う。第 45 条第 6 項において同じ。)の運営(同条第 7 項 及び第 73 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」 という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければ ならない。

(管理者)

第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務

現

に従事し、<u>又は</u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の 職務に従事することができるものとする。

(第2項省略)

(第12条から第27条まで省略)

(運営規程)

第28条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

【新設】

(10) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (第1項及び第2項省略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の資質 の向上のために、その研修の機会を確保しなければなら ない。

【新設】

【新設】

改正案

に従事し、<u>若しくは</u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に<u>従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一</u>敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

(第2項省略)

(第12条から第27条まで省略)

(運営規程)

第28条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (第1項及び第2項省略)

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観 点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な 関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範 囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従 業者の就業環境が害されることを防止するための方針の 明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予 防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画に ついて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しなければならない。

現行	改正案	
	3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的 に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更 を行うものとする。	
(第 30 条省略)	(第 30 条省略)	
(非常災害対策) 第 31 条 (第 1 項省略)	(非常災害対策) 第31条 (第1項省略)	
【新設】	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に 規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得ら れるよう連携に努めなければならない。	
(衛生管理等) 第 32 条 (第 1 項省略)	(衛生管理等) 第 32 条 (第 1 項省略)	
2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 【新設】	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護後業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	
(掲示) 第 33 条 (第 1 項省略)	(掲示) 第 33 条 (第 1 項省略)	
【新設】	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に 規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをい つでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規 定による掲示に代えることができる。	
(第34条から第38条まで省略)	(第34条から第38条まで省略)	
【新設】	(虐待の防止) 第 38 条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲け	

現行	改正案
----	-----

- る措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。

(第39条省略)

(地域との連携等)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- (第2項省略)
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う<u>等の</u>地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(第5項省略)

(第39条省略)

(地域との連携等)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指 定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又 は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在 する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護 予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等に より構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。ただし、利用者又はその家 族(以下この条及び第50条において「利用者等」という。) が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用に ついて当該利用者等の同意を得なければならない。)(以 下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、 おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況 を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、 運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設け なければならない。

(第2項省略)

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者等からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(第5項省略)

現 (第 41 条から第 44 条まで省略) (従業者の員数等)		改 正 案 (第41条から第44条まで省略)			
					(従業者の員
			第1項から第5項まで省略)		
6 (本文省)	略)		6 (本文律	省略)	
(省略)	指定認知症対応型共同生活介	(省略)	(省略)	指定認知症対応型共同生活介	(省略)
	護事業所、指定地域密着型特			護事業所、指定地域密着型特	
	定施設、指定地域密着型介護			定施設、指定地域密着型介護	
	老人福祉施設、指定介護療養			老人福祉施設、指定介護老人	
	型医療施設(医療法(昭和23			福祉施設、介護老人保健施設	
	年法律第205号)第7条第2項			、指定介護療養型医療施設(
	第4号に規定する療養病床を			医療法(昭和23年法律第205号	
	有する診療所であるものに限)第7条第2項第4号に規定	
	る。)又は介護医療院(以下			する療養病床を有する診療所	
	この表において「事業所等」			であるものに限る。)又は介	
	という。)			護医療院(以下この表におい	
				て「事業所等」という。	
(省略)	事業所等、指定居宅サービス	(省略)	(省略)	事業所等、指定居宅サービス	(省略)
	の事業を行う事業所、指定定			の事業を行う事業所、指定定	
	期巡回·随時対応型訪問介護			期巡回・随時対応型訪問介護	
	 看護事業所(指定地域密着型			看護事業所(指定地域密着型	
	サービス基準等条例第7条第			サービス基準等条例第7条第	
	1項に規定する指定定期巡回			1項に規定する指定定期巡回	
	・随時対応型訪問介護看護事			・随時対応型訪問介護看護事	
	業所をいう。以下同じ。)、			業所をいう。以下同じ。)、	
	指定地域密着型通所介護事業			指定地域密着型通所介護事業	
	所(指定地域密着型サービス			所(指定地域密着型サービス	
	基準等条例第60条の3第1項			基準等条例第60条の3第1項	
	に規定する指定地域密着型通			に規定する指定地域密着型通	
	所介護事業所をいう。)、指			所介護事業所をいう。)又は	
	定認知症対応型通所介護事業			指定認知症対応型通所介護事	
	所(指定地域密着型サービス			業所(指定地域密着型サービ	
	基準等条例第72条第1項に規			ス基準等条例第72条第1項に	
	定する指定認知症対応型通所			規定する指定認知症対応型通	
	介護事業所をいう。)、指定			所介護事業所をいう。)	
	介護老人福祉施設又は介護老			1/1/1 HX T/N//1 C V /0 /	
	人保健施設				

防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模

防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模

多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事 業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3 年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第1項に 規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をい う。) により設置される当該指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」と いう。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以 下同じ。) に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予 防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業 所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われる と認められるときは、1人以上とすることができる。

(第8項から第13項まで省略)

(第46条から第49条まで省略)

(心身の状況等の把握)

第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって は、介護支援専門員(第45条第12項の規定により、介 護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業 所の介護支援専門員。以下この条及び第69条において同 じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が 指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のため に指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位 置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行 う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その 置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サー ビスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(第51条から第57条まで省略)

(運営規程)

第58条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事 業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3 年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第1項に 規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をい う。) により設置される当該指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所をいう。) であって当該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において 「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され るものをいう。以下同じ。) に置くべき訪問サービスの提 供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者につ いては、本体事業所の職員により当該サテライト型指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇 が適切に行われると認められるときは、1人以上とする ことができる。

(第8項から第13項まで省略)

(第46条から第49条まで省略)

(心身の状況等の把握)

第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって は、介護支援専門員(第45条第12項の規定により、介 護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業 所の介護支援専門員。以下この条及び第69条において同 じ。) が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が 指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のため に指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位 置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行 う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあって は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同 意を得なければならない。) をいう。) 等を通じて、利用者 の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サ ービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけ ればならない。

(第51条から第57条まで省略)

(運営規程)

第58条 (本文及び第1号から第9号まで省略)

改正案

【新設】

(10) (本文省略)

(第59条及び第60条省略)

(衛生管理等)

第61条 (第1項省略)

2 (本文省略)

【新設】

- (1) (本文省略)
- (2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に おいて、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食 中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実 施すること。
- (3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症 又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に 沿った対応を行うこと。

(第62条から第66条まで省略)

(進用)

第67条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第 25条、第27条、第29条、第33条から第37条まで、第 38条 (第4項を除く。)、第39条及び第40条の規定は、 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準 用する。この場合において、第12条第1項中「第28条 に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重 要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介 護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介 護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第 4章第4節」と、第29条第2項及び第33条中「介護予 防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介 護予防認知症対応型通所介護について」とあるのは「介 護予防小規模多機能型居宅介護について」と、「6月」と あるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサー ビス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み 替えるものとする。

(第68条から第72条まで省略)

(従業者の員数)

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) (本文省略)

(第59条及び第60条省略)

(衛生管理等)

第61条 (第1項省略)

- 2 (本文省略)
- (1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に おける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以 上開催するとともに、その結果について、従業者に周知 徹底を図ること。
- (2) (本文省略)
- (3) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に おいて、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食 中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症 の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施す ること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症 又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に 沿った対応を行うこと。

(第62条から第66条まで省略)

(進用)

第67条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第 25条、第27条、第29条、第29条の2、第33条から第 37条まで、第38条(第4項を除く。)、第38条の2、第 39 条及び第40条の規定は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護の事業について準用する。この場合において、 第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とある のは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、同 項、第29条第2項から第4項まで、第29条の2第2項、 第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介 護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護 予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項 中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第 1項中「介護予防認知症対応型通所介護について」とあ るのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について」と、 「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは 「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状 況」と読み替えるものとする。

(第68条から第72条まで省略)

(従業者の員数)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業 を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。) ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の 員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜 間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤 換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応 型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準等 条例第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生 活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、 かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービ ス基準等条例第 111 条に規定する指定認知症対応型共同 生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合にあっては、当該事 業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又 は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条 及び第76条において同じ。)の数が3又はその端数を増 すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通 じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及 び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をい う。)を行わせるために必要な数以上とする。

(第2項から第4項まで省略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとす

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業 を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。) ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の 員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜 間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤 換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応 型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準等 条例第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生 活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、 かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービ ス基準等条例第 111 条に規定する指定認知症対応型共同 生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合にあっては、当該事 業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又 は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条 及び第76条において同じ。)の数が3又はその端数を増 すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通 じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及 び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をい う。以下この項において同じ。) を行わせるために必要な 数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3で、 当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護 従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行 うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が 講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められ るときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症 対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の 員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従 業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以 上とすることができる。

(第2項から第4項まで省略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保 健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作 成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知 症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当 と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担 当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支 障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生

現 行	改正案
්	活介護事業所における他の職務に従事することができる ものとする。
(第6項から第8項まで省略)	(第6項から第8項まで省略)
9 (本文省略) 10 (本文省略) (管理者) 第74条 第73条 (第1項省略) 【新設】	9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。 10 (本文省略) 11 (本文省略) 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者といて、本体事業所における共同生活住居の管理者といて
	<u>充てることができる。</u>
<u>2</u> (本文省略)	<u>3</u> (本文省略)
(第75条省略)	(第75条省略)
第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1 <u>又は2</u> とする。 <u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u>	第 76 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)とする。
(第2項から第10項まで省略)	(第2項から第10項まで省略)
(第77条から第79条まで省略)	(第77条から第79条まで省略)
(身体的拘束等の禁止) 第80条 (第1項から第4項まで省略)	(身体的拘束等の禁止) 第80条 (第1項から第4項まで省略)

5 (本文省略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(管理者による管理)

第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護 予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事 業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理 する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施 設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居 の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第82条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

【新設】

(7) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第83条 (第1項及び第2項省略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 (本文省略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(管理者による管理)

第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護 予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス<u>(サ</u> テライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症 対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、 診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にある こと等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合 は、この限りでない。

(運営規程)

第82条 (本文及び第1号から第6号まで省略)

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第83条 (第1項及び第2項省略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適 切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確 保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が 害されることを防止するための方針の明確化その他の必 要な措置を講じなければならない。

(第84条から第87条まで省略)

(第84条から第87条まで省略)

(準用)

第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、 第25条、第27条、第33条から第35条まで、第37条、 第38条 (第4項を除く。)、第39条、第40条 (第5項を 除く。)、第57条、第60条、第61条及び第63条の規定 は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業につ いて準用する。この場合において、第12条第1項中「第 28条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定す る重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通 所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第 2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるの は「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症 対応型通所介護について」とあるのは「介護予防認知症 対応型共同生活介護について」と、「6月」とあるのは「2 月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従 業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとす る。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第89条 (第1項省略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

【新設】

【新設】

(第3項から第5項まで省略)

(第90条から第92条まで省略)

【新設】

(準用)

第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、 第25条、第27条、第29条の2、第33条から第35条ま で、第37条、第38条(第4項を除く。)、第38条の2、 第39条、第40条 (第5項を除く。)、第57条、第60条、 第61条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応 型共同生活介護の事業について準用する。この場合にお いて、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」 とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」 と、同項、第29条の2第2項、第33条第1項並びに第 38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通 所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第 2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第40 条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について」 とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護につい て」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護 予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護 従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第89条 (第1項省略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第 40 条第1項に規定する運営 推進会議による評価

(第3項から第5項まで省略)

(第90条から第92条まで省略)

(電磁的記録等)

第 93 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第15条第1項(第67条及び第88条において準用する場合を含む。)及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処

新旧対照表(横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例)

現 行

改正案

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

平成26年9月25日横浜市条例第52号

(目次第6章まで省略) 第7章 雑則(第36条)

(第1条及び第2条省略)

(基本方針)

第3条 (第1項から第4項まで省略)

【新設】

【新設】

(第4条から第19条まで省略)

(運営規程)

第20条 (本文及び第1号から第5号まで省略)

【新設】

(6) (本文省略)

(勤務体制の確保)

第21条 (第1項から第3項まで省略)

【新設】

【新設】

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

平成26年9月25日横浜市条例第52号

(目次第6章まで省略)

第7章 雑則 (第36条・第37条)

(第1条及び第2条省略)

(基本方針)

第3条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐 待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、 その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(第4条から第19条まで省略)

(運営規程)

第20条 (本文及び第1号から第5号まで省略)

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- <u>(7)</u> (本文省略)

(勤務体制の確保)

第21条 (第1項から第3項まで省略)

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援 の提供を確保する観点から、職場において行われる性的 な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務 上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就 業環境が害されることを防止するための方針の明確化そ の他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」と

現 行	改 正 案
	いう。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を 講じなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継 続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的に実施しなければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の 見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
(第 22 条及び第 23 条省略)	(第 22 条及び第 23 条省略)
【新設】	(感染症の予防及びまん延の防止のための措置) 第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予 防支援事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防 及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
(掲示) 第 24 条 (第 1 項省略)	(掲示) 第 24 条 (第 1 項省略)
【新設】	2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項 を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付 け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるこ とにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
(第25条から第29条まで省略)	(第25条から第29条まで省略)
【新設】	(虐待の防止) 第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又は その再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなけれ ばならない。 (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)を定期的に開催する とともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図 ること。 (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止の ための指針を整備すること。 (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対 し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

現 行 改正案

(第30条から第32条まで省略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第33条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(第10号から第28号まで省略)

(第34条から第35条まで省略)

【新設】

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。

(第30条から第32条まで省略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第33条 (本文及び第1号から第8号まで省略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予 防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の 参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位 置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条 において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用 者等」という。) が参加する場合にあっては、テレビ電話 装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければ ならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の 状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該 介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者か ら、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただ し、やむを得ない理由がある場合については、担当者に 対する照会等により意見を求めることができるものとす る。

(第10号から第28号まで省略)

(第34条から第35条まで省略)

(電磁的記録等)

- 第36条 指定介護予防支援事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び第33条第26号(被保険者証に係る部分に限る。)(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定介護予防支援事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方

現 行	改 正 案
	法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。 る。
(委任) <u>第 36 条</u> (本文省略)	(委任) <u>第 37 条</u> (本文省略)

新旧対照表(横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 等の一部を改正する条例)

現 行

改 正 案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例 平成30年3月27日横浜市条例第37号

(第1条から第12条まで省略)

等に関する条例等の一部を改正する条例

平成30年3月27日横浜市条例第37号

(第1条から第12条まで省略)

附則 (第1項及び第2項省略)

附則 (第1項及び第2項省略)

(管理者に係る経過措置)

(管理者に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から<u>令和9年3月31日</u>までの間は、第9条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

3 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間は、第9条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「第9条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第9条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

【新設】

5 (本文省略)

4 (本文省略)